

# 会議録

平成26年3月10日(月)

場 所 3階 第1研修室

会 議 名：第3回平成26年度予算等審査特別委員会

出席委員：佐藤委員長、福嶋副委員長、又地委員、吉田委員、平野委員、竹田委員  
笠井委員、新井田委員、東出委員

欠席委員：なし

オブザーバー：岩館議長

会議時間 午前9時30分～午後5時02分

事務局 山 本、近 藤

---

## 開会

### 1. 委員長あいさつ

**佐藤委員長** 定刻になりましたので、ただいまから、3月7日に引き続き第3回平成26年度予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。

又地委員、平野委員から遅刻の届け出がありました。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりです。

### 2. 審査事項

#### (1) 建設水道課 (下水道会計・一般会計)

**佐藤委員長** 建設水道課の皆さん、どうもご苦労様でした。

それでは、早速、会議次第のとおり審査を進めてまいります。

下水道事業特別会計予算から説明をお願いいたします。

若山課長。

**若山建設水道課長** おはようございます。

平成26年度下水道事業特別会計予算から説明させていただきます。

平成26年度予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,922万5,000円で、前年対比 998万4,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、駅前通の雨水管渠整備による増額となっております。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、予算書下水道分の19ページをお開きください。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、本年度予算額 1,215万9,000円、前年度予算額 1,183万2,000円で前年度対比 32万7,000円の増額となっておりますが、前年度並みの予算となっております。

次に、20ページです。2目 クリーンセンター費、本年度予算額 3,122万8,000円、前年度予算額 3,033万2,000円で前年度との比較は、89万6,000円の増額となっております。

予算内容につきましては、クリーンセンターの維持管理に要する経費です。11節 需用費は総額で1,071万円、前年度に比較しますと131万6,000円を減額です。減額の主な内容は整備費の減です。

次のページにいきまして、13節 委託料は総額で1,935万6,000円、前年度と比較して216万7,000円増額しております。この増額の主な内容ですが、今年度から電気設備の保守点検委託料が新たに追加され、これが162万円となったことによるものです。12節 役務費と14節 使用料及び賃借料につきましては、前年並みです。

次に、22ページをお開きください。2款 施設費、1項 施設整備費、1目 施設整備費、本年度予算額 7,331万円、前年度予算額 5,583万4,000円で前年度対比 1,747万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、工事請負費において駅前通雨水管渠新設工事 1,900万円を計上したことによるものです。また、今年度につきましては汚水関係の整備費 5,000万円のうち1,150万円を委託費として管渠詳細設計を予定しております。

主要な施策事業及び事業箇所図につきましては、資料番号2 平成26年度予算説明資料の58ページから59ページに記載しておりますのでご参照ください。

次に、23ページをお開きください。3款 公債費、1項 公債費、1目 元金、本年度予算額 8,102万8,000円、前年度予算額 8,895万9,000円で前年度対比 793万1,000円の減額で、長期債元金償還金となっております。2目 利子、本年度予算額 2,145万円、前年度予算額 2,223万4,000円で前年度対比 78万4,000円の減額で、長期債利子償還金 2,125万円と一時借入金利子 20万円となっております。

次に、24ページをお開きください。4款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、本年度予算額 5万円で前年度と同額です。

歳出は以上となります。

**佐藤委員長** 歳入もお願いします。

若山課長。

**若山建設水道課長** 歳入に入らせていただきます。

9ページをお開きください。1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金、本年度予算額 633万6,000円、前年度対比 379万3,000円の減額で、内訳としましては1節 現年度分で615万6,000円、2節 滞納繰越分で18万円となっております。

次に、10ページをお開きください。2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料、本年度予算額 2,511万5,000円、前年度予算額 2,104万6,000円で406万9,000円の増額です。1節 現年度分で2,511万4,000円の下水道使用料を計上しております。これは前年実績及び平成26年度接続見込戸数をもとに積算しております。

次に、11ページをお開きください。2款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 排水設備工事業者登録手数料、1節 同じです。本年度予算額 6万円、前年度予算額 1万円に対して5万円の増額です。2目 督促手数料、節も同じです。本年度予算額は前年と同額の2万円となっております。3目 排水設備工事手数料、節は同じく本年度予算額、前年度と同額の3万9,000円です。工事計画確認手数料 5件、工事完成検査手数料も5件計上しております。

次に、12ページをお開きください。3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費補助金、1節 下水道事業費交付金。社会資本整備総合交付金として本年度予算額 3,4

00万円、前年度予算額 2,500万円に対して900万円の増額です。これは駅前通の雨水管渠整備費に対して増額となる分が900万円です。

次に、13ページをお開きください。4款 繰入金、1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金、本年度予算額 7,653万8,000円、前年度予算額 7,067万2,000円で586万6,000円の増額です。

次に、14ページをお開きください。5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、本年度予算額、前年並の1,000円です。

次に、15ページをお開きください。6款 諸収入、1項 延滞金加算及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金、本年度は前年度と同じく1,000円を計上させていただいております。

次に、16ページをお開きください。6款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、1節 雑入、雇用保険繰替金として1万5,000円です。

次に、17ページをお開きください。6款 諸収入の受託事業収入につきましては、25年度中央通改良に伴う公共汚水柵移設補償金として前年度計上していましたが、今年度については該当はありません。

続いて、18ページをお開きください。7款 町債、1項 町債、1目 下水道事業債、1節 下水道事業債、本年度予算額 7,710万円、前年度予算額 8,010万円で前年度対比 300万円の減額となっております。これは、公共下水道事業債として1,660万円と疎対策事業債として1,660万円、合わせて3,320万円です。それと、下水道事業債特別措置分が550万円、下水道事業債の資本費平準化債が3,840万円の合計7,710万円となっております。

以上で、説明を終わります。

**佐藤委員長** 下水道会計の歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。吉田委員。

**吉田委員** おはようございます。今回の一般質問の中にも下水道関係の今後について質問をさせていただきました。これについてはいま会計を見ると下水道関係は比較的良好なかなと思うのですが、将来を見ますと、かなり厳しくなっていくのかなという気持ちを持っています。その前段で、21年に再評価された時に財政的な部分で大変厳しいということ、年間5,000万円程度の水道管の新設工事になったわけですね。それで、今回の3月の町政広報の中にも、ことしやる分の駅前そしてやる区間というのが表示されていたのですが、これを見るといつになったら本町地区だけでもカバーできるのかというのが凄い町民の中にあるのです。そして、この下水道の関係で環境的にも私も10年間、この佐女川の川を見ていると本当に綺麗になってきたなという気持ちがしているのです。そういう意味ではこの下水道の役割というのが発揮してきたなと思うんですが、ただ、これだけ時間をかけていて、はたしてこの木古内町の人口減になっていった場合に、これからのことを心配すると大変危惧されるのです。確かに、21年にやった時に再評価というのは10年おきにやるという感じでなっていたのですが、もう少し期間を短くして再度考える必要があるのかなと思うのです。そして、町民の間には協力的に接続をしてもらった人もいます。金銭的に余裕がなくて接続できなかった人もいます。そして、条例の中には3年間で融資も何も受け入れないという状態。結局はそのまま付けないと付けなくなってしまうという恐れがあるのです。そして、町民の中に不公平も生まれてくるので、この辺の改善等も含めながら、今後この下水道工事の部分というのは考えていかなければならないのかなと思って

います。その辺の考え方で、ことしの予算には今回は駅前の部分もあるので大変かと思いますが、今後について原課の考え方、そういうのもちょっとお聞きしたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** いまの吉田委員のお話に対しまして、いま財政健全化計画の中では一応平成30年度までについては汚水については、年間5,000万円で進もうと。31年度からは1億円を年間で予定してをおります。今年度のように雨水については汚水環境は5,000万円ずつやっていく中で、雨水についてはそれにプラスして行うということでいまやっています。おっしゃられるとおり、なるべく早く進めていくことによって環境整備が整うかということもあります。しかしながら、先ほどから申しているとおり、財政的な問題もありまして、いま現在については、そういう計画になっております。また、平成21年度に下水道事業の再評価を行った中で、最終的な答申としては厳しい財政状況を勘案し、事業の効率化を考慮した上で下水道の管理促進を図るべきだと。

もう1点、10年ごとの再評価にとらわれず事業の検証や浄化槽など他事業部との比較を行うとの答申を受けておまして、時期の目安としては、新幹線や道道の整備事業がある一定程度進んだ段階で行うのがいいのではないかと、ということで駅前通が今年度予定されておりますけれどもこの辺である程度目安もきいているので原課としましては、10年を待たずに来年度の27年度に再度下水道計画を見直しながら追って再評価委員会も開催し、今後の事業を進めていくことが妥当かなというふうに判断しております。

**佐藤委員長** 吉田委員。

**吉田委員** 町長の一般質問の答弁と同じ様な意見、これは町民の中で本当に不公平な感じでした人につけない人。将来的に渡って厳しくなった場合、協力してもらった人が今度どうなるのかというのがすごい問題なのです。そういう意味で、3年以内に付けない人はシャットアウトみたいな、そんなやり方そして上限がありますよね。たぶん、一戸あたり付けるのに70万から80万円かかるのですよね、設置するのに。その部分で、上限が50万円になっていますよね。幹線の条例で50万円くらいだと思っているのです、私は。その70万円、20万円の間がありますよね。そういう部分もある程度枠を無くしてやって、営業の部分になるのです。これをいかに長いスパンで何とか払える程度で接続してもらえないものかというのがあるのです。どうしても、やはり将来もうここにいなくなるとかなった場合、つけないとなってしまうとなかなかその辺が進んでいかない。それをなんとかやっていくというのが営業努力なのです。この辺は担当課ではなく、役場一丸となってこの営業をやっていかないと、中にはいまはないと思いますけれども、職員の中にも設置をしていないという声が町民の中から出てくるのです。その部分も含めながら、やはり水道も下水道も営業をやっていく水道課の部分で、車両等で営業車という名前で出てきましたよね。当然、そういうことも含めながら、やはり足を運んで町民の声を聞きながら、この水道、下水道事業というのをやっていかないと、将来的には。やはり一番町民にとっては命の水ですから、この辺を大事にしていかなければ、あとあと町財政のアキレス腱になりかねないので、今回の質問そしていま課長のほうから27年度検討したいという返答がありましたので、その辺を勘案しながら、私は末永く見守っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。これは答弁何かあれば別ですけども、いいです。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ありがとうございます。委員がおっしゃられるように、実際私どもの目の前の佐女川も見ただ目ではっきりと環境が良くなってきているというのは皆さん実感されているとおりでと思いますし、私どものほうも接続に向けての訪問ですとかはさせていただいているのですけれども、またいま吉田委員がおっしゃられるように幹線の枠ですとか補助金のあり方ですとかそういうのも含めて、今後もうちょっと接続率が上がるように努力していきたいと思います。

**佐藤委員長** ほかに、竹田委員。

**竹田委員** 何点か確認したいと思います。21ページで先ほど委託料で、電気設備の保守点検これが今年度から新たに加わったと。新たに出てきたというのはわかるのですけれども、160万円もかけてこれは今年度単発なのか今後も電気保安同様継続するのか。なぜ、電気設備の保守点検をしなければならないのかという部分。法的な部分でやらなければならないのか、自主的な我が町の判断で行うのかという部分がそういう説明がなかったものから、その辺について説明をお願いしたいなと思っております。

それから、歳入の10ページで、下水道使用料が前年比400万円くらいちょっと増えているのですけれども、こんなに使用料が本当に増えるのかなという心配。そういう積算の根拠があってたぶん前年よりは400万円使用料が増えますよという部分で見込んでいると思うのですが。例えば9ページの受益者負担金、これについて負担金は今年度600万円、去年は990万円見ていたのですけれども、受益者負担金の現年と比較して滞繰の部分が去年と同じ18万円なのですよ。昨年の受益者負担金の990万円完納になっているのだなという、これは当然今後の決算の中で確認をしますけれども、完納になっていれば何も問題はないのですけれども、滞繰も去年と同じ18万円という根拠。もし滞繰がもっと昨年の受益者負担金の990万円が完納できていない、滞繰が増えているとすれば滞繰の分の予算も努力目標として去年より増えてくるのが当然かなと。先ほど、吉田委員の質問にもあったように、職員の努力というかそういう部分が数字の上では見えてこないのですけれども、その辺の前年と比較しての部分含めたその辺の答弁をしていただきたいと思います。

**佐藤委員長** 岩本主任。

**岩本主任** ただいまのお尋ねの件について。まず、電気設備の委託料なのですけれども基本、この電気設備というのは処理場の電気の機械部分なのですけれども、一般的にメーカー推奨7年から8年という電気設備については、メーカー推奨7年から8年で耐用年数を迎えるということで、実際いままではメーカーの保証の中でこの点検等をやってきたのですけれども、ただもう耐用年数処理場10年目を迎えますのでその耐用年数の中でも保証はできない部分がいくらか出てきているという中で、今回162万円を計上させていただきました。今後なののですけれども、162万円も一応継続のような形で今後も続いていくような形でご理解をよろしくをお願いします。

続きまして、歳入の使用料の件なのですけれども今回、平成26年度から400万円程度増加しております。内訳といたしましては、平成25年の予測よりだいぶ接続が増えましたので、平成25年の接続増の関係でプラス約200万円程度。あと、消費税が5%から8%になるということで、その分の増額でだいたい100万円ぐらいと。あと、平成26年に新規接続されるかたが100万円ぐらい、計400万円ぐらいの使用料の増額を計上しております。

滞繰下水道受益者負担金の滞繰繰越の件ですが、前年度と同じ18万円のまま変わっておりません。滞繰繰越額の残額としても前年度と今年度の最終見込みとしても180万円が受益者負担金の滞繰繰越分として残っているのですが、それが変わらないということで10%同じだけ計上しております。ただ、竹田委員がおっしゃられるようにまだ営業努力、この受益者負担金についても10%という枠にとらわれず、26年度も徴収増に向けて努力していきたいというふうに考えております。以上です。

**佐藤委員長** 笠井委員。

**笠井委員** いま、緑町の下水道が終わりました。「下水道税は管がとおったら払おうね」ということでしょうか。それはみんな払ってますか。土地のある人もみんなもらうということでしょうか。私はほとんど払ってないと思うけれども。きちんと払っている人はどうするのですか。ほとんど払ってないでしょう。税金を払ってますか、その辺ちょっと。空き家ですとか空いている土地でもみんなそういうの払っているのですか。

**佐藤委員長** 岩本主任。

**岩本主任** 25年度に供用開始の緑町を主に供用開始して、あと山崎1号線沿いの一部も供用開始したのですけれども、いまのところ主だって全然支払いに応じないというかたは新しくはいまのところは特に見当たらないと感じております。ただ、家が土地の所有者に実際かかるものですから、家の所有者が別の場合、家の所有者は全く支払い関係ない場合もありますので、もしかしたら家の所有者が私は払っていないというお話なのかちょっとその辺はよくわかりませんが、一応いまのところは順調に進んでいると感じております。

**佐藤委員長** 笠井委員。

**笠井委員** 所有者が払えないと言ったら払わなくていいのですか、地主なんかでも。どうなっているのですか、その辺は。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 下水道の受益者負担金につきましては、土地の所有者に付加することになっておりますので、土地の所有者に対して案内をさせていただいてこの金額を払ってくださいと。1回だけ付加させるのですけれども、1回だと大変だということで5年間で20回の分割の納入を進めていて、納入を促しているところです。

**佐藤委員長** ほかに。又地委員。

**又地委員** 21ページ、13節の委託料の中で、処理場等維持管理業務委託料の業務の内容というのはいろいろあると思うのだけれども、これを因数分解をした資料はないのですか。あるいは、例えばいま荏原さんかな。ですから、どこどこで荏原さんでこういう業務をしてもらっている。その内訳が1,431万4,000円なのだというものの資料はないのですか。もしなければ、委員長、出していただきたい。

もう1点。これは、委託は何年義務でしたか。永久ではないですよ、5年ですよ。その辺、中身をちょっと見たいので委員長、資料要求をしたいと思えます。

**佐藤委員長** 岩本主任。

**岩本主任** 維持管理業務委託料の1,431万4,000円なのですけれども、内訳として全て水 i n g さんに委託しているものなのですけれども、業務別に内容別にどれくらいという資料でよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 又地委員。

**又地委員** 前に、例えば荏原さんに云々という5年前かな、いろいろあったのですよね。高いですとか安いですとかいう問題があったので、5年前だからいつかな。いつまでかな。このあと、5年経つとまた委託契約をどこでやるかわからないけれどもあるわけですよね。そうすると、いまいろいろ一般質問等でもあるいは同僚議員からも質問があったように、人口は減っていく、接続率がどうのとかあるわけですよね。そうすると、将来的にこの委託料のこともいろいろ高いですとか安いという問題に波及していく可能性がある。だから見たいのであって、これは単年度契約ではないですよね。5年間ずっと一緒でしたか。私も忘れてしまっているのが当時のことを。あったら出してほしいということなのです。

**佐藤委員長** 又地委員のほうから資料提供を求められておりますけれども、早速すぐできますか。

若山課長。

**若山建設水道課長** このあと資料を作成させていただく時間をいただいて、きょうの建設水道課の終わる頃までには用意できるかと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 福嶋副委員長。

**福嶋副委員長** 私から一つ、23ページ。歳出の関係で、元金の償還に財源の内訳が地方債の借入金で起債で元金を払っているというようなことについて、ちょっと私はどうかなど。このあいだの6日の日ですか補正で前年度も450万円、一般財源に振り替えたのです。ただ、今回も元金8,100万円払うのに地方債を4,390万円充てている。一般財源3,712万8,000円、この仕組みが私はどうかと借金を借金で返す。自転車操業と同じではないですか。こうなったら計画性も何もない。私は一般財源は大変だと思う。ただ、こういう仕組みをずっと続けていたら、繰り返して借金は借金で自転車操業だったらどういうふうな結果になる。やっぱり、この辺は私はちょっと考えてもらわなければ、どうもそういう仕組みで標準化をやった、見直した。一般財源が足りないから起債で元金を返すのだと。こうなったら自転車操業と同じです。いま、財調はある程度15億円くらいあるでしょう。そうしたら、なぜそういうようなことに4,000万円くらい回せないのか。どうも仕組みが国の借入金で下水道債が認められていると。元金を返すのに借金で起債で返すのだと。これは何ら問題はないという考えかも知れませんが、普通の会計上から見たら、ちょっとやはり自転車操業と同じ仕組みでないですか。これを見てどう感じるか。課長は財源のほうはきょうは副町長がいるから、副町長からその内容についてあれですけども、仕組みをもう少しお願いします。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 資本費平準化債のご質問かと思えます。それで、まず下水道事業につきましては、工事費用も多額にかかるということで起債あるいは補助金を借りて、工事を行っているのですけれども、起債を借りた場合に元金償還期間が25年です。それに対して、下水道そのものの管渠の寿命といいますか減価償却期間が44年あります。その間、19年の差があるということで、もしこの資本費平準化債をあてにしないとすれば、例えばこれから25年以降の利用されるかた、若い世代というか子どもの世代です。その人達は、いまいる人達よりも負担が少なくなってしまうという世代間の公平さが欠けるということで、その分、減価償却期間が延びている分の世代間の公平化を図るために、資本費平準化債とい

うものを備荒資金組合から借りて、要はいまの世代のかたの負担もそうですし、次の世代のかたの負担も均衡を図るための起債の制度としているのです。いまおっしゃられるようにと言っても、資本費平準化債に対しても利率とかもかかってくるから、そこで場合によっては一般会計のほうから補填をしてもらいながら、なるべく資本費平準化債に負担をかけないといえますか、あてにしないようなことにはしていますけれども、基本的には先ほどから申しておりますとおり、世代間の不均衡を是正するための制度ということでご理解をいただければと思います。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。又地委員。

**又地委員** いまの答弁の中で、例えばいまの生きている人方と将来のいまの若い子ども達の平均して不公平がないように平均をとる考えなのでしょう。だけれども、将来人口がだんだん減って行って、間違いなくそうしたらその辺を考えた不公平感云々というけれども、その辺どうなのですか。私は逆に人口が減っていくと負担が増えるのではないかと、あるいは負担が増えるということは、下水道料金の値上げですとかそういうほうにつながっていくだろうと。そして、私の考え方は将来子ども達に孫達に負担をかけないようにというふうに考えるほうがベターではないかと思うのだけれども。人口は減っていきます、いまと将来と不公平感がないように同じような負担をとる考えでしょう。これは将来絶対負担がかかりますよ、いまよりも。人口が少なくなるのだから、間違いなく。だから、ある意味では同僚議員が言っていたように、あまり将来に向けて財源は豊かではないけれども、それなりな財源措置ができるのであればあまり将来に向けた借金を残さないほうがいいだろうと。ただ、これは政策ですよ副町長。だから、副町長がいるので副町長は財政の部分で明るいようですし、ちょっと所見を聞いておきます。

**佐藤委員長** 副町長。

**大野副町長** 資本費平準化債ですね、先ほど課長が説明しましたように、事業をやってハード整備をして起債を借り入れして25年で償還するのと、原価償却が44年と。そこで、44年のほうが毎年の金額は安いわけですよ、償還額は。ところが25年で償還するわけですから、償還分は10%の残高が残ったとしてもそれまで起債を借りて償還する金額のほうが高いと。そこで差額が生じるわけですね、減価償却費と。その分の差額については、資本費平準化債で貸しますよと、長期資金として運用できますよというのが平成16年から国のほうで大きくはじまっているのですね。それを借りることによって交付税のバックもあります。45%交付税で算定されるというのもありますから、町としてはこれは有利な制度ということで取り組んでおります。先ほど言ったように経営をしていく中で、安定的な支払い財源を確保していくこれは町の財源もそうですけれども、国からの支援も受けながらということやっていかないと途中で値上げですとかという話になってきますから、これが世代間の負担というのですか。あとあとのかたに負担を求めていくようなことになるのもまずいわけですし、また、いまいる人にじゃあ全部払ってもらいましょうとなるとすごい下水道料金が上がってしまうのですよね。現在整備した分を、現在の方が負担をするのですなんて話になるとこれもまた負担が増えるという話ですから、その辺は長期間での安定した償還計画と町のもっている一般財源を措置するところいうやり方しておりますので、ただ単年度で戻しているのはこれは一般会計から下水道事業会計に繰り入れするという当初からの計画でしたので、それを戻すことなく経営が良くなっているといえますか、経営で



はないですね。事業費等が下がって残額が発生した時にそれは戻さなくていいですよと。起債の単年度のほうに使っていいからということのルールにしているのが現状です。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、これで下水道会計のほうは終わります。どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前10時11分**

**再開 午前10時20分**

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

土木のほうから災害復旧総合管理費まで、説明をお願いいたします。

若山課長。

**若山建設水道課長** 施設・財産担当所管分の歳出の説明をしたいと思います。

83ページをお開きください。総務費の中の施設管理費になります。合わせて資料番号2、議案説明資料の47ページをご参照ください。2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費です。今年度予算額 1億2,892万円、前年度予算額 7,481万2,000円、前年度対比で5,410万8,000円の増額となっております。4節 共済費、7節 賃金は、例年通りの雇用を予定しております。11節 需用費、本年度予算額 3,279万7,000円、前年度に比べて58万4,000円増額しております。消耗品については、庁舎や各施設、畜犬、蜂駆除、登記事務消耗品として103万1,000円、前年度に比べて11万5,000円増額しております。一部、みそぎ公園の消耗品が増えたことにもよります。蜂駆除につきましては、平成23年度が278件、24年度が152件、25年度が156件という出勤となっております。薬品費は各施設除草剤等9万円、前年と同額です。燃料費、庁舎重油、各施設灯油、プロパン、草刈機等の燃料費として646万8,000円、前年度に比べ139万円増額しておりますが、これは石油価格の高騰によるものです。

84ページをお開きください。光熱水費、各施設の水道料、下水道料、電気料金合わせて858万4,000円です。前年度に比べ74万9,000円増額しておりますが、電気料金の値上げによります。庁舎等修繕費 533万円、前年度に比べ205万8,000円ですが今年度の修繕箇所は先ほど申した説明資料47ページに記載の産業会館の暖房用ボイラーですとか裏出入口の修繕、ふるさとの森のコンビネーション遊具の修繕、その他産業会館や各施設の小破修理等としております。公用車の燃料費 646万8,000円、前年比 55万円の増額です。続きまして、12節 役務費、本年度予算額 661万円、前年度と比較し43万8,000円の増額です。火災保険料ですとか消費税増税分、増額しております。

85ページをお開きください。13節 委託料で本年度予算額 1,767万円、前年度と比較し324万円増額です。ふるさとの森整備委託料、今年度が前年度に比べ105万円増額しております。これは、労務単価の変更ですとか労災保険の料率変更によるものです。自動ドア保守点検委託料、環境測定業務、エレベーター保守点検、庁舎管理警備委託料、ボイラー保守点検、電気保安管理、暖房制御保守点検、遠赤外線暖房点検、防災設備保守点検、狂

犬病予防注射委託料、庁舎窓清掃委託料はほぼ前年と同額です。浄化槽維持管理委託料 73万5,000円、前年に比べ39万8,000円減額しておりますが、駅と駅前バス停のトイレが下水道に接続したことにより浄化槽の維持管理料が減額しております。各施設管理委託料 114万円前年度と同額です。町有バス運行委託料、消費増税分の6万5,000円増額しております。町有地測量委託料につきましては、前年度と同額です。産業会館設備改修実施設計委託料200万円、産業会館内の老朽化した配管等の改修のための実施設計を行います。泉沢会館前流木伐採委託料 40万円は泉沢生活改善センター前の立木が老木化して地域の方々からの要望があったことにより予算計上させていただいております。

86ページをお開きください。14節 使用料及び賃借料、本年度予算額 116万4,000円、前年とほぼ同額です。15節 工事請負費で本年度予算額 2,200万円。これは前年度と比較して1,870万円増えておりますが、産業会館の屋上防水工事に2,000万円、農作業準備休憩施設外壁塗装工事に200万円。これは、中野地区にあるヘリポートの格納庫の外壁塗装を行う予定です。原材料費は、前年と同額です。備品購入費、公用車購入として300万円。これはいま利用している宝くじ号、ラルゴの代替車を予定しております。それと、福祉バス購入として3,500万円予定しております。19節 負担金及び交付金、本年度予算額 99万円、前年度に比べ387万円8,000円減額です。下水道受益者負担金が99万円です。主に佐女川団地に賦課されるものです。27節 公課費、本年度予算額 63万円1,000円、重量税です。

以上が、歳出です。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 歳入に入ってください。

若山課長。

**若山建設水道課長** 次に、歳入についてご説明いたします。

39ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、1節 会館使用料で本年度予算額 6万円、前年度と同額です。

43ページをお開きください。同じく12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料、2節 畜犬手数料で本年度予算額 21万円、これは前年と同額です。

57ページをお開きください。15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、本年度予算額 418万1,000円、前年度に比べ41万6,000円増額しております。

59ページをお開きください。同じく15款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、1節 土地売払収入 1万円は科目出しさせていただいております。

同じく3目の物品売払収入につきましても、1万円計上させていただいております。

71ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入で71ページの真ん中付近です。自動販売機電気料 36万円、6業者分です。それと下から4行目、雇用保険繰替金 43万8,000円のうち、4万3,000円分です。

以上が、歳入となります。

**佐藤委員長** 歳入・歳出についての説明が終わりました。これより質疑を求めます。

又地委員。

**又地委員** 86ページの工事請負費なのですけれども、防水工事をやるようなんですけれども、玄関前の庇はどうするのですか。だいぶ上のほうが錆びてきていますし、何か見栄えが悪

い。それと、階段2段かな、舗装が口が空いてきていますね。ああいうのはこの中に入っているのかな。もし入ってないとなれば、何か玄関前の庇も錆びてきていますしあるいは階段の縁がずっと舗装が日にちが経てば口が空くのだけれども、あれもやはり補修したほうがいいのではないかな。何か見栄えが悪いですね。その辺あるのかどうか、計画あるいはこの中に入っているのかどうなのか聞いておきます。

（「関連」の声あり）

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 自分もいまその部分について確認しようかなと思っていたのですが、それプラス玄関前の噴水の施設ありますよね。あれを今後どうするのか。それと、非常にこれから新幹線を含めていろんなお客さんを迎えるという我が町として、環境美化からして噴水周辺の目地タイルが非常に汚いのですよね。ですから、これを去年の一般質問の中で高齢者等活用した有償ボランティアでああいうものをきっちり綺麗にしたらどうだということでも求めたのですが、それは行政の対応としてやるということだったので、一向にそれが進んでいないということで、今後玄関前のタイルですとかそういう部分も含めて噴水をどうするのか、使うのであればそれをもっと活かしてもらいたいですし、目地の関係をどうするのかという部分。今年度できるのかどうかという部分も含めて、結構修繕費も530万円ほど計上しておりますから、その中でできるのではないかなというふうなふうに思っておりますので、その辺含めて。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 又地委員がおっしゃられる玄関前の庇あるいは階段につきましては、いま申し上げた産業会館の屋上防水工事にはいまの積算上は入っておりませんが、補修工事及び先ほどから申している需用費の中に修繕費をもっております。ボイラーの修繕ですとかあるいはコンビネーション遊具、そのほかに小破修理等の予算も若干ありますのでその辺を総合的に判断して、対応可能であれば今年度に行えればと思います。

また、竹田委員さんがおっしゃられる噴水の施設の今後につきまして、あるいはあの辺一帯の環境美化ということで、これについては若干ちょっと金額も相当かかるような気もしますし、ちょっと時間をいただいて今年度検討をしていく中で、今後のあり方含めて噴水の存続も含めて考えていく中で、外構といいますか再度見直したいというふうに考えております。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。新井田委員。

**新井田委員** 私のほうからもちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。備品購入費ということでトータルで3,800万円ということで、この中でいわゆる福祉バスの購入費3,500万円ということになっておりますけれども、まず購入タイミングとそれといまもう9月車検というお話もちょっと聞いておりますし、当然それまでということになるのでしょうけれども、極力早い段階でということをも一つ念頭に入れてもらって。

それともう一つは、資料的に既にある程度グレード的なものも含めて決まっているのかなとそんなふうになんかちょっと思っているところなのですが、そういう部分の資料がもしあればどういうものなのかもちょっとお聞かせというか確認をさせていただければというふうに思っているのですが、その辺ちょっと見解をお願いします。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 備品購入の福祉バスの関係でございますけれども、現在の福祉バスの車検の時期は9月の中旬になっております。それで、いま私どもが考えているのは新しい車両につきましては、新年度になったら早々に案内をして購入の手続きに入りたいというふうに考えております。それで、最大、現在の車両が車検を受けないで済む時期までに納入していただきたいなというふうに考えておまして、9月中旬くらいの購入時期であれば次回の車検の際、夏休み期間中に行いたいとちょっと前倒しして。いま現在は一番利用度合いが多い9月、10月のうち、9月の一週間は利用できないということで各団体のほうから要望といいますか要望にお応えできない時期があるものですから、できれば小学校・中学校が夏休み中に車検を受けるべくそれに間に合わせるようないま購入の予定としたいとしております。

それと、バスの諸元なのでございますけれども、いま私ども現在の福祉バスの利用度合い等を鑑みたくて、いま現在のバスよりも大型なバスは必要ないであろうということで、いま予定しているのは現在とほぼ同じ大きさの長さでいくと約9m、定員が42名のバスを予定しております。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。東出委員。

**東出委員** 85ページのふるさとの森の整備委託料で495万円計上されているのですけれども、今年度の事業内容をちょっと教えていただきたいなということでお聞きいたします。

それから予算に載っていないのですけれども、ここで聞いていいのか、給食センター横の分譲する土地、10区画ほどありますよね。そこの担当でよろしいですね。自分も一般質問した経過があるので、あれから一年半くらい経っています。未だかつて1区画も売れていないと、それが強いて言えば塩漬け状態みたいになっているのだけれども、これはどうでしょう。どのような方法、活用というか、いま現在考えていることがあればお知らせいただきたいと思えます。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ふるさとの森の整備ですけれども、薬師山の芝桜の管理、フォーレストたかとりを含め、ふるさとの薬師山・萩山含めた森林居住の環境整備。それと、たかとり球場山村広場ふるさとの森の冬囲い、公民館周辺の草刈り、たかとり球場山村広場周辺の草刈り等々となっております。

それから給食センターの分譲地につきましては、東出委員さんからも以前一般質問をいただきながら、広報等ホームページを通じながら案内はしているのですけれども、時々、問い合わせはいただいております。土地代もそれほど高い設定ではないのですけれども、お家を建てられるかたにするとやはり駅からの距離ですとか、あるいは上水はいつているのですけれども、下水道がまだいついていない。こういった中で、なかなか売れていないというのが現状です。今後については、いままでどおり売る営業が必要なのかもしれませんけれども、場合によっては少し大口のかたですとか来てくれればありがたいのですけれども、それは私の希望的な感想なのですけれども、現状はそういう状態です。

**佐藤委員長** 東出委員。

**東出委員** 芝桜は道路から見ても綺麗だし、一時の期間だけかもしれないけれども、これはもう少し面積的に増えるのでしたか。現状、いまのどれくらいの大きさになっていくのですか。その辺資料に載っていませんか。

それと給食センターの横の土地、そっちも大変苦しい答弁なのでしょうけれども、いまよく言われている平野議員が一般質問をやるのだけれども、定住対策だとか新婚さん達が家を建てる時にどうでしょうか。そういうふうなかたに安価な値段だとか、時と場合によっては大胆に木古内に来て家を建ててくれる人には、その土地は10年間住んだら、その一画くれますよと言うくらいの発想があっても私はいいのではないかなと私思うのです。

ということは、あちこちを見ると売り地、売り地という看板がいっぱい出ていますけれども、民間のところ、いろいろな不動産会社が出していますけれども、こういう条件のいいところであっても、まだ売れないで看板が立っているわと。それは逆に行き止まりの場所、それから下水道が通っていないというそういう道路も1本通っていないというところであれば、あえてこれは政策的な部分なのであれなのですけれども、大胆な発想の転換をしても私はいいのではないかと思うのですけれども。まず、その辺は課長の返答にはならないかと思うのですけれども、私はそういう使い道があってもいいのではないかと思います。芝桜が担当課が違うのですか。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 芝桜については現在が約1,800㎡、このあと産業経済課のほうの予算委員会の中で、いまのお話はあると思いますので、ということです。

それと新道につきましては、おっしゃられるように大胆な政策等も必要ではないかということで、今後、庁舎内でこういう問題については検討しながら、なるべく売る算段をあるいは提供というか定住化につながるような施策を検討していきたいと思います。

**佐藤委員長** 東出委員。

**東出委員** もしできれば、と私は思ったのですけれども、自分も一般質問をした経緯があるので、もしできればこの辺、町長はどういう考えでいるのかなと。管理職会議の中でこれを話題にしてもなかなか良い案が出ないと思うので、もうちょっと自分もいま考えながら総括に持っていったほうがいいのかと、ちょっと私に考えさせてください。

**佐藤委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いまの東出委員のほうの質問にもちょっと関連するのですけれども、芝桜の部分を拡大するということが出ていますけれども、ことしこういう雪が多い年、雪崩の防止策表面を削って行って、下の周りの民有地があった場合にも崩れていった時というのがすごい心配される部分なのですよね。確かに景観を見ると良いことなのですけれども、その辺の対策等がどうなっているのか関連で聞きます。

あともう1点。86ページの農作業準備休憩施設外壁塗装工事で今回200万円、これはたぶん農村活性化センターの先ほどの答弁の中ではヘリコプターと言っていましたよね。たぶん無人ヘリコプターの部分だと思うのですけれども、従前、外壁については確か杉材ですよ、外壁は。それを使っているのですよ。そして、無人ヘリコプターのメンバーが管理しているので塗料それを出してもらってメンバーで塗ってきたというのが従前の仕事なのです。今回、200万円これほどのぐらゐの工事費用をどの程度変えていくのか、その部分を2点について説明をお願いします。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 芝桜拡大にあたっての雪崩対策というお話で、申し訳ありません。今回の下のほうに拡大するということまでは私の知識があるのですけれども、それ以上の

面積がいくら広げるのですとかその辺の詳しいことがちょっと私勉強しておりませんので、産業経済課のほうに私のほうから「こういう質問があります」ということで伝えておきます。

ヘリコプターの格納庫につきましては、おっしゃられるとおりにままでは役場のほうで材料を支給して地元の方々にやっていただいたのですけれども、実際のところ高さも相当ありまして危険な作業です。やはり、安全を第一に考えた場合にはきちんとプロが足場を組んでやるべきだという判断の中で、今回予算計上させていただいたところでは、

**佐藤委員長** ほかに。又地委員。

**又地委員** 職員の生命を考える時に大事な町職員ですので84ページ役務費の中で、公用車の共済保険料あるいは自賠責はこれは仕方ないのだけれども、公用車搭乗者傷害保険料金額はたいしてあれしていないのですけれども、中身をちょっと教えてくれませんか。どんな保険をかけているのか。近年、車で出張等々が随分多いようです。そんなことを考えると、もらい事故に遭っても何であつてもどんな補償をされているのかと。その車によってまちまちだと思うですよ。もし、その車によっていろいろ条件が補償が違うだろうと思うので、一般的な部分をあれしてもらってあとでもし結構な台数なので、たぶん口頭でいま聞いても頭の中の整理が私達もできないと思うので、もしその車によって「こういう保険に入っています」というものを出してもらえれば大変ありがたいです。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** いま手元には重量税がいくらですか自賠責がいくら、傷害保険がいくらという金額しかないものですから、お時間をいただいて資料を出させていただきたいと思います。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 先ほど資料要求の関係で。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時50分

**再開** 午前10時51分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

若山課長。

**若山建設水道課長** 続いて、土木担当所管について説明させていただきます。

140ページをお開きください。合わせて、資料番号2、議案説明資料の48ページから52ページも合わせて参照ください。8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費です。本年度予算額 186万6,000円、前年度予算額 129万5,000円で、57万1,000円の増額です。

8節 報償費、9節 旅費、11節 需用費、19節 負担金は、昨年度とほぼ同額です。

13節 委託料について、その他測量100万円としております。例年に比べ50万の増額とさせていただきますいておりますが、これは新幹線あるいは高規格道路、JR江差線の廃線等の事業により、測量等の対応を見込んだことによる増額です。

次に、142ページをお開きください。2項 道路橋梁費、1目 道路維持費です。本年度予算額 1億412万2,000円、前年度予算額 5,863万7,000円で前年対比 4,548万5,000円の増額です。4節 共済費、7節賃金は昨年と同様です。11節 需用費は町道補修等による増額です。13節 委託料、14節 使用料及び賃借料については、除排雪費用が主な予算となっておりますが、除排雪費用においては、例年、補正対応させていただいておりますが、26年度につきましては除排雪の経費を近年の降雪状況を考慮した予算計上とさせていただきますたく、増額させていただいております。15節 工事請負費は、橋梁長寿命化事業として瓜谷のライスセンター前の橋梁、瓜谷橋の補修工事と新道地区における浜通線外舗装補修工事ですが、新道地区における砂利道を一部簡易舗装する工事を計上しております。16節 原材料費は、資材の高騰及び消費税率の増額を考慮し増額となっております。

続きまして、143ページです。同じく、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費です。本年度予算額 2億9,941万9,000円、前年度予算額 407万2,000円で比較しますと2億9,534万7,000円の増額です。4節 共済費、7節 賃金、9節 旅費については、昨年とほぼ同額です。11節 需用費については増額となっておりますが、町道南北線改修事業において鉄道・運輸機構から事務費として収入があるのを見込んでおります。12節 役務費は昨年とほぼ同額です。13節 委託料については、町道南北線改修事業に伴うJR工事の施工委託料及び設計管理委託料です。

次のページにいらして、14節 使用料及び賃借料は土木積算システム等によるものです。15節 工事請負費については、木古内3線改良舗装工事それと町道南北線改修工事ということで、資料の48ページ、49ページが木古内3線、50ページ、51ページ、52ページが南北線の資料となっております。木古内3線改良舗装工事は、駅前道銀さんのT字路から今年度から行っている東側駐車場へ向かう新設の道路を施工するものです。延長は88.76m、幅員は歩道を含め11mとしております。なお、町道南北線改修工事の詳細につきましては後日、担当課であります、まちづくり新幹線課にて説明させていただきます。

続いて、145ページです。3項 河川費、1目 河川総務費です。11節 需用費です。これは、以前まで災害復旧費のほうで河川の維持補修費を計上させておりましたが、本年度より新たに土木費の中に河川費を新設させていただき振り替えをしたものです。振り替え理由としましては、河川の小規模な修繕が主なものであるため、災害での対応ではなく河川の維持修繕と位置づけ、予算項目の再考をしたものです。また、予算額については、250万円の計上をさせていただいておりますが、近年の大雪のため春先の融雪による河川の小規模な維持修繕が増えてきており、それに対応するための計上額となっております。

183ページをお開きください。11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費です。本年度予算額 2万7,000円、前年度予算額 89万2,000円で、前年対比 86万5,000円の減額です。旅費は昨年と同額、11節 需用費が先ほど申した河川費に振り替えたことによる消耗品のみとなっております。19節 負担金補助及び交付金は、前年の災害対象事業に基づく負担金でありまして、今回につきましては通常負担金のみの5,000円です。

歳出については、以上です。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 歳入に入ってください。

若山課長。

**若山建設水道課長** 歳入に入らせていただきます。

39ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料です。1節 道路使用料、本年度予算額 81万8,000円、2節 堤塘使用料、本年度予算額 5万6,000円ともに前年度とほぼ同額です。道路使用料につきましては、北電柱、N T T柱外となっております。堤塘使用料については、北電外11件の予定です。

42ページをお開きください。2項 手数料、1目 総務手数料、下から2行目の都市計画図等交付手数料120件4万円のうち、建設水道課分としては100件の3万円を予定しております。

次に、46ページです。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金です。

1節 都市計画費交付金、社会資本整備総合交付金の中の駐車場整備事業交付金 4,875万円は、新幹線駅駐車場整備事業による交付金で補助率65%です。2節 道路改良費交付金は社会資本整備総合交付金、橋梁長寿命化事業交付金 1,170万円は橋梁長寿命化事業による交付金、同じく補助率65%です。

55ページをお開きください。14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金です。1節 農業費委託金 17万9,000円のうち、3行目の海岸保全付帯設備点検業務委託金 14万4,000円。これは、亀川地区における農地海岸の点検委託料として13か所分の収入を予定しております。

続いて、56ページです。同じく、14款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金です。1節 河川費委託金、樋門・樋管の操作委託金 42万2,000円、22か所分です。

70ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、71ページになりますが下から4行目の雇用保険繰替金 43万8,000円のうち、建設水道課の非常勤職員分として6万6,000円となっております。

土木については、以上です。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

吉田委員。

**吉田委員** 140ページ、細かいことについて2点ほど質問いたします。JRの季節踏切維持委託料ありますよね、9万2,000円なのですけれども。これは、踏切の維持ということですのでけれども、ことしで江差線が5月でなくなりますよね。前年度と同じ額なのですよ。江差線はいままで関係なかったのかなという気がしていたのですよ。それで同じ同額になるのだけれども、ちょっとその辺予算はどうなったのかなというのが小さい疑問なのでその辺をお願いします。

次のページの142ページに瓜谷の補修工事ありますよね。長寿命化事業ということでやるのですけれども、工事1,000万円かけてあの橋も結構経っているのですけれども、どのぐらい長寿命化が図れるのかが1,000万円かけてというのが、その辺のやらなければならないと思うのですけれども、この部分というのは工事を1,000万円かけてほしいと思ったらどのぐらい長寿命化が図れるのかがというのがちょっと素朴な疑問なので、2点につ



いてお願いします。

**佐藤委員長** 構口主査。

**構口主査** まず、既設踏切の件なのですが、一応JR江差線の関係が5月11日で終わりで、一応それに対して使っている農家さんのほうにちょっと確認したのですが、一応春先までその通路を使うということで今年度も春は使うということで、それでまず同額の金額となっております。廃線が一応5月になっているのですけれども1か月だけ、要は使用するという形になるので、使用するという事はやはり枕木の設置をしまして通れるようにしないといけないということで、1か月とはいえ費用が同じにかかるというふうになっております。そのあとも線路はしばらく残りますので、また秋口、冬の前にまた撤去をさせていただくという形で、要は今年度も同様な使用形態になるということです。

瓜谷橋の件なのですが、何年前から橋梁の点検をさせていただいておりました。その中で、前回点検した内容というのはある程度簡易な点検でありました。今回、まず詳細な点検を先にさせていただきまして、その元でどのような詳細な補修ができるかということで設計のほうで決まりまして、計画としては秋口から補修工法を決めまして、どのくらいの延命が図られるかということがちょっと決まりますので、いまの段階では設計がH26からやるということなので詳細なことは説明はできないのですが、ある程度の延命化をするというのがこの橋梁点検の趣旨でありますので、ご理解を願いたいと思います。

**佐藤委員長** 吉田委員。

**吉田委員** 橋の件については理解します。先ほどの踏切の件なのですが、ちょっと私も理解できないのですよね。4月から5月の1か月の部分ですよね。そうしたら、こちらの部分もたぶんあるのかなというのがあるのですよ。とにかく江差線の部分ですよね。だから、前年度9万2,000円かかっているのですよ、1年間を通して。1か月、5月だけで9万2,000円。

**佐藤委員長** 構口主査。

**構口主査** すみません、説明不足で申し訳ございません。まず、設置内容としてはそこを通れるように枕木を1回設置します。それで通れるようになります。今度、使用期間が終わった時に撤去をします。要はこれの1回の作業が、JRは廃線される江差線のほうにもありまして、こちら札幌のほうにもあります。設置箇所数としては変わらないのですが、確かに使用期間としては1か月ということになるかもしれないのですが、実際やる工程としては何も変わらないということです。ただし、来年度以降は若干JR江差線のほうに関しては、もう設置することが必要なくなるので若干の費用は下がると思っております。

**佐藤委員長** ほかに。新井田委員。

**新井田委員** 一つお伺いします。前にもこういう話が出たと思うのですがけれども、ちょっと忘れた部分があるので確認ということでお聞かせ願いたいのですが。いま盛んに新幹線絡みの工事関係あるいは高規格道路の工事関係いろいろ車両が出入りしている部分は承知の上なのですが、いわゆる道路補修の関係で例えば亀川の山道、結構地元の人から相当あそこは簡易舗装をしているのですが、工事絡みの車両で非常に傷んでいるというような話をちょっと聞いたことがあるのですが、いわゆる町内もいろんな工事絡みで終わったあとは直すのだよということもちらっと聞いておりますけれども、その辺について例えば亀川地区のああゆう簡易舗装をしたあとの処理というか、あそこも

一応町道になっているはずなのですけれども、そういう処理はどういうふうにかこう考えているのか。前に確か何か公式か公式でないかはわからないけれども、いわゆる企業のほうで使ったところで直していただいて返してもらうのだというようなそういう話もちらっと聞いたか定かではないのですけれども、そういうことも何か頭にあるのですけれども、その辺の見解をお聞かせ願います。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 亀川を含め、町道を新幹線あるいは高規格道路で利用された道路については、短期的にはその都度補修もしていただいておりますけれども、最終的な段階においては、役場と新幹線であれば鉄道・運輸機構さんあるいは高規格道路に係る路線については、開発局さんを交えて現地を立会した中で、補修をお互いの立ち会いの中で、補修を決めて施工していただくということで進めております。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 何点か確認したいと思います。まず、145ページの河川総務費が災害から新設されたということで、この部分、昨年は河川の維持補修費が70万円のが一気に250万円に増えた。前に町政懇談会等で出ているこの中には、流木処理も含まれているのかどうか。河川の維持で、もし昨年いままでから見て、250万円にしたというこの河川維持の中身をちょっと知りたいなと思います。

それから、142ページの道路維持費の中で、まず1点は、14節の使用料及び賃借料。これは2月の5日の臨時会でも若干、議論させていただきましたけれども、一向にこの使用料及び賃借料の部分の域が出ないと。去年の予算委員会の中でも、ここの部分については使用料及び賃借料がどうなんだという議論をしたのです。それで、「要検討をします」ということで答えているのですけれども、どのように検討をして去年と同じ使用料及び賃借料と。

というのは、今回の臨時会で予算資料をいただきました。これを見ても、はたして排雪に関わる部分が、使用料及び賃借料という科目が適切なのかという非常に疑問視します。これは、使用料及び賃借料にしたというのは臨時的除雪だとか排雪を行って、各業者の重機を借り上げ契約をしている。そして、これについての把握はどうか。除雪については、タコメーターであれしているのですけれども、タコメーターも例えば、たまたまついてきた参考1の資料を見れば、朝4時に出て11時半までびっちり休憩時間も休み時間もなく、8.5時間動きっぱなしなのです。ただ、日中の除雪の稼働の場合は、例えば9時半に出て12時半から1時半まで昼食時間だと思うのですけれども、空白の時間があってまた稼働している。本当にこの部分が、ただこの8.5時間通して労基法に払拭しないのかどうかという部分を含めて。昨年この部分について議論した中で、「要検討する」と答えてどのように検討というか、検討して昨年と同じく排雪に関わる部分は重機の借り上げで計上したということなのか、その辺まず1点説明をしていただきたいと思います。

この部分のもう少し先般もらったこの資料ではなくて、時間当たりどういう例えば借り上げ契約をしているのかという部分も含めた、もう少し詳細な資料をほしいのです。それでないとわからないのです。除雪とこの排雪がどう違った契約、1時間当たり。確かに単価が違うというふうには聞いていたのですが、別段、除雪を行っている業者さんに確認したわけではないものですから、その辺の通り一遍のこの資料ではなくて、もう少し細かい時間帯1時間いくらかでどうしているのだという部分等もお願いしたいと思います。

ついでに、除雪絡みで前にも話をしているのですけれども、例えば中央通を見れば何箇所か町道からの出入りがあります。例えば石川屋さんの手前の元ある黒川家具屋さんがあったところとか、それから何箇所かありますけれども、その町道から出た道道に出る時の両サイドが雪山で全然視界が悪いと。そういうことで、この雪山を両サイドの雪山をバケットで削ってもらえないかということであれしたのですけれども。いつかの時点で少し低くなつたなという部分あったのですけれども、一向に私も何回かそこを通っては「これなら見えないな」という部分なのですけれども。その辺、ことし含めて、今後そういう例えばT字路の雪山処理の関係をどうするのか。

それと、今回の臨時会の中で除雪の部分で議論した、例えば停車場線ではなくて、駅前からみそぎ浜に抜ける部分の道道から海に面した部分のロードヒーティングが入ってる部分。そして病院の元の出入りのところ、ロードヒーティングが切れているのか、最初から入れなかったのか。そしてそこが、ほかは綺麗に溶けているけれども、そこだけがボンと雪山になっている。もう歩いてあれしている。例えば、私は一般質問でも言った。例えば高齢者の活用だとかと言ったのは、いろいろなボランティアだとかの協力、町民の協力を得たほうがいいだろうと。例えばそういう部分の巡回パトロールにしても、町民の住民の目線から見た部分と、例えば行政側だって雪が降れば町内を巡回して、ここをどうだというチェックはしているのだと思うのですけれども、なかなかそういう細かい部分まで目が届いていないというのが実態ですから、何とかそういう町民の協力を得たそういうことをできないかというふうに思っています。

それと関連しますけれども、直接町の除雪体制とは違うのですけれども、たぶんまち課のほうと話をしたほうがいいと思うのですけれども、どうもこの冬期間、何遍か湯ノ岱まで車で行くのですけれども、トンネルから江差側とトンネルから道道の除雪の態勢が異なる。同じ北海道の所管なのですけれども、トンネルから向こうは意外と舗装が出ている状態、皆さんなかなか江差のほうに行くことがないと思うのですけれども、私は月に何遍か湯ノ岱まで往復して感じるのですけれども、トンネルからこっちになれば圧雪状態。部分的にはもう舗装が出ている部分もありますし、こちらは特に上り坂だとかそういう道路形態があるものですから、これはこれから江差線が廃線になるということで、あそこをバス運行するわけですよ。そうした場合に、いまからそういう態勢を整えておかなければ、来年いきなり言ってもこれはできないと思うから、あえて今回言いますけれども。これはまち課の部分が所管だとすれば、そちらのほうでまた議論したいなというふうに思います。

それから142ページの15節の工事請負費で、浜通り線外の舗装補修工事で、これは新道の浜通り外ですから、あと何箇所予定しての500万円なのかという部分についてお答え願います。

**佐藤委員長** 何点かについて質問がありましたけれども。

若山課長。

**若山建設水道課長** 145ページの河川維持費、河川費、河川総務費、需用費の河川維持補修費ですが、いま現在予定しているのが春駒川の土砂撤去、それと幸連川の一部立木の伐採、その他として250万円計上させていただいております。

142ページの使用料及び賃借料については、繰り返しになるのですけれども、あくまでも道路の各町道の例えば建川1線ですとか、中央5号線ですとか、路線ごとに区切って各業

者さんと契約して除雪しているのが委託料です。それで、使用料及び賃借料のほうで計上させていただいているのは、主に駐車場の排雪ですとか臨時的に応援しなければならないようなこちらから指示した場合の除雪です。それについては、借り上げ料で計上しているというふうにしております。排雪がこの科目で適切かというご質問ですけれども、委託料とか工事請負費ということが適切なのかどうかはこの場で即答できないのですけれども、いま現在はこういう運用の仕方、先ほど申したとおり26年度については、この数年間の実績を踏まえて予算をある程度増額していただきましたので、正月早々の補正のお願いですとか、そういうことがないような体制になれるのかなというふうに感じております。

あと、タコメーターが適切かどうかというのは、当然昼については1時間なり休んでいると思うのですけれども、朝はやはり早めに出ていますので、8.5時間連続というのが問題ないかどうかは、ちょっとこの場で答えられない状況です。

それから、中央通の町道との交差点、両サイドの雪山処理については、例えば横断歩道があるところですか、横断歩道の信号も見えなくなる押しボタンの信号も見えなくなるということで、その辺については重点的に行うようにはしております。同時に交差点の前後も見づらいということもありまして、対応しているつもりですけれども、やはりそれは行き届いていないとすれば、当然強化していかなければならないというふうに感じます。

駅前通木古内停車場2線のロードヒーティング歩道はかけているのですけれども、当時、歩道にロードヒーティングをかけてところどころやはり巻き込みして、町道なりが交差しています。交差しているところは歩道がないので、そこについてはロードヒーティングが入っていない状況です。元の病院の入り口についても車道タイプになっておりますので、ここについてはロードヒーティング自体が入っていません。ですので、その雪山がもしひどいとすれば、普段の除雪の際に、今後注意して除雪を行う指導をしたいと思います。

道道江差線については、私どもの認識とすれば、トンネルのこちら側の手前のチェーン着脱場を分岐として、その着脱場までがこちら側で松前出張所管轄が押さえている除雪。いまの発言を訂正させていただいてよろしいでしょうか。道道の除雪につきましては、関係機関に確認をして、今後の対応を要望なりしていきたいと思います。

浜通り線外ということなのですけれども、現在浜通り線みこしの家付近からパチンコセブンまでの砂利道が残っています。そこに数軒の家があります。もう一つ、塩辛川に抜ける浜通り線から最勝寺に抜ける道路についても、砂利道で何軒かお家があります。それで、数年前から埃についての要望もいただいている中で、本格的な舗装が理想なのでしょうけれども、なかなかそれに至らない中では簡易的な舗装で防塵処理を行いたいということで、今回簡易舗装というふうに認識していただければと思います。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** いま、答弁をいただきましたけれども、まず、最後に浜通り線の関係。これは、全線簡易舗装でやるというそういう理解でいいのですね、いま言った箇所については。それはそれでいいです。

先ほど求めた使用料賃借料、去年検討すると言ったことをどう検討してこういう今年度も同じになったのですか。「こうだからこういうことでやはり使用料賃借料というのが適切なのです」ということでことしも予算計上しましたとそれならそれで理解します。それ

が本当に先般、臨時会でもらった資料を見てもはたしてこれが。原課とすればこれが一番やりやすいですとかこういう借り上げでやったほうがやりやすい。だから、これのやはり資料をいただかないと細かい資料をいただかないと、理解できないのですよ。個人的な部分ではなくて去年求めているわけですから、「要検討します」と。それをどういうふうに検討して今年度も同じ同様の計上をしたのと聞いているわけですから。「これこれこういう考えで去年と同じく計上しました」というのであれば理解します。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時29分

**再開** 午前11時35分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

若山課長。

**若山建設水道課長** 繰り返しになりますけれども、路線を決めて除雪を行っているものについては委託料として契約させていただいております。

それと、こちらから要望をお願いする排雪あるいは臨時的な除雪については、使用料及び賃借料で計上させていただいておりますけれども、これについては委託料と似たような契約といいますか形にはなるのですけれども、臨時的な作業ということで、これは単に機械だけではなくて除雪あるいは排雪を行うがための機械、運転手、当然特殊運転手ですとか必要になってくるのですけれども、そういう方々も含めた中の借り上げとしております。時間で設定しているのにはやはりこちら側のチェック・管理もしやすい、あとは業者側さんの届け出も簡素化になるということで、時間単価でお支払いしているという現状です。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまの関係、きょう総務課長も副町長もいますので、科目の設定が借り上げがやはりいまのような例えば業務の場合、やはり借り上げが一番良いのだというベターなのかどうなのかという部分。財政ですとか会計を所管する部分としての、もしいま即答できなければ後ほどでもいいですし、その辺の見解をお願いしたいと思います。

**佐藤委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの竹田委員からのご質問なのですけれども、私どももといたしますか査定にも入っておりますので、私も総務課長もですが使用料及び賃借料そして委託料の関係の考え方については、ただいま課長が申し述べたとおりということで理解をしております。

**佐藤委員長** ほかに。平野委員。

**平野委員** いまの関連なのですけれども、資料の観点がちょっと認識ずれがあると思うのですけれども、竹田委員が言っていることと私が言っていることが合っているかわからないのですけれども、前回の臨時会の時にもやはりこれだけ大きな金額なので、どのような内訳で実際積算はわかります。中身についての資料というのは、簡単に一覧といいますか別に業者の名前を出せですとかそういう話でもなくて、「木古内町は実際これだけの除雪の回数が出て、排雪は何箇所やってこのような金額になりました」という資料は出せない

ものなのでしょうか。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 資料については25年度の実績でよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 平野委員。

**平野委員** 勿論、25年を根拠に出しているわけですから、そのような積算の中で出ているということですので、当然25年の実績でも24年でもいいですし。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ちょっと時間をいただいて資料を作成したいと思います。

先ほど申しそびれました浜通り線外の舗装工事ですけれども、砂利道のエリアを全て舗装できるわけではなくて、家屋付近前後は行いますけれども全線はちょっと行えないということですよ。

**佐藤委員長** 資料については、ちょっと時間がかかるということですよ。

平野委員。

**平野委員** 予算委員会にそれがふさわしいのかどうかわかりませんが、やはり予算審議をするにあたって、いままでも町長の交際費から例えば品を買う時にはどういう内訳なのだという当然その中身を見て審査するわけですので、皆さんがその資料が必要かどうか思っているかはわかりませんが私は必要だと思いますので。

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時40分

**再開** 午前11時40分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

若山課長。

**若山建設水道課長** それでは、建築担当の予算についてご説明いたします。

150ページをお開きください。8款 土木費、5項 住宅費、1目 住宅管理費で本年度予算額 879万3,000円、前年度 1,012万8,000円、前年対比で133万5,000円の減額です。減額の主な内容は、需用費のうち公営住宅の修繕費を50万円減額したこと、それと工事請負費90万円がなくなったことです。11節 需用費です。本年度予算額 697万2,000円、前年度に比べ50万円減額しております。12節 役務費、消費税増額分です。13節 委託料は、消費税増分のみ上がっております。

歳入に入らせていただいてよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 歳入に入ってください。

若山課長。

**若山建設水道課長** 40ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、3節 住宅使用料、現年度分本年度予算額 4,544万5,000円、前年度と比較して24万4,000円の増加です。現年度分については、調定額の96%の収納率で予算

計上しております。増減の理由としましては、家賃の高い住戸の空き家が減って、家賃の低い住戸の空き家が増えたため、入居戸数は変わりませんが若干家賃収入が増額する予定です。4節 住宅使用料過年度分、本年度予算額 67万3,000円、前年度に比べ2万5,000円減額です。滞納繰越分については、調定額の5%の収納率で予算計上させていただいております。5節 駐車場使用料、本年度予算額 106万5,000円、前年度に比較し1万8,000円減額です。駐車場につきましては、66区画分です。

42ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料、住宅料督促手数料として延べ360件、3万6,000円を計上しております。

47ページをお開きください。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、3節 住宅費交付金 52万7,000円は前年並です。これは、社会資本整備総合交付金の家賃低廉化事業交付金として52万7,000円を見込んでおります。朝日団地の8戸分です。補助基本額に対して、前浜団地交付税反映分を除いた額の2分の1が交付金として入の予定です。

56ページをお開きください。14款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、3節 住宅費委託金 11万6,000円、これは建築確認事務委託金が9万2,000円、それと建設リサイクル法事務委託金に対して2万4,000円です。

57ページです。15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、2節 町民住宅貸付収入 116万2,000円、町民住宅のうち入居中の9戸分を予算計上しております。

71ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入で71ページの下から5行目、公営住宅共同電気料 110万5,000円、大平団地30戸、前浜団地18戸、いさりび団地45戸、朝日団地8戸の計101戸の収入を見込んでおります。

以上です。

**佐藤委員長** 土木費の歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

東出委員。

**東出委員** 住宅で、例えば中野ですとかああいうところの団地は別として、一戸建ての住宅が何戸かありますよね。いまこういう時期なので、人間は住んでいるのだけれども屋根の雪がどんどん積もって行って、例えばそれが今度軒先を壊したりするでしょう。この責任の範疇というのは入居者がやらなければならないのか、時と場合によっては皆さんがパトロールをして、「ここは雪を取らなければだめだよ」と言って指示するのか、場合によってはあなた達が手を加えなければならないのか、その辺どうなのでしょう。この機会に教えてもらえますか。

**佐藤委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 雪の責任のお話ですけれども、基本的には入居者の責務というふうに考えております。その中で、長期不在ですとかという場合については、影響ない隣の人に迷惑がかからない範囲でこちら側で軒先・軒下の落ちた雪を片付けるですとかそういったことはしておりますが、基本的には入居者が責任を持って自分でやれない場合はどこかに頼んでやってもらうという形です。

**佐藤委員長** ほかに。平野委員。

**平野委員** 金額的にはちょっと大きな金額ではないのですが、委託料の中で150ページです。町営住宅敷地内草刈業務委託については、どちらの場所をあるいは何箇所、あるいは委託先は町内会なのかどうか教えてください。

**佐藤委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 委託先は高齢者事業団に委託しております。場所については中野団地です。

**佐藤委員長** ほかに。竹田委員。

**竹田委員** 今年度、朝日団地の建て替えをするわけですが、町長の執行方針の中でも地域コミュニティというか憩いの場が必要だという部分を定義しているのだけれども、今後、大平団地には集会施設というか地域コミュニティ施設があるのですけれども、それ以降、住宅の建設と並行して憩いの場、やはり今後の高齢化の部分を含めればそういう部分に集まってのやはり憩いの場というか生き甲斐を含めたそういうものが大変重要だろうというふうに思うのですけれども。今年度の朝日団地は当然軌道に乗って工事にかかるわけですから、今後やはり公住の建て替えに合わせて地域コミュニティ施設も併用するようなことで、やはり今後の住宅整備のほうを考えていきたい。これは担当課にどうこうではなくて政策的な部分で求めるべきだろうというふうに思いますし、担当課でどうこうと判断できないとすればそのようなことで政策として求めているかなければならないのかなというふうに思っております。

(「関連」の声あり)

**佐藤委員長** 又地委員。

**又地委員** いまの質問ですけれども、例えば8戸大平団地は18戸と12戸で30戸なのです。それで併設はできたのです。朝日団地は8戸、8戸で併設が、いま竹田委員が言ったように併設が可能かどうか。併設するとなれば、例えば法的にその辺をちょっと聞いておきます。8戸くらいでも併設ができるのかどうか。

**佐藤委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 戸数については制限がなかったと思いましたが、併設することは。ただし、補助対象の面積が70㎡までだったと思しますので、70㎡を超えた部分は一般の持ち出しというふうになります。

あと、港団地が平成30年から工事がはじまるということで考えておりますので、団地内にそういうものが必要かどうかというのはこれから検討していけると思います。

あと、道で考えております道営住宅については、40戸ということで道のほうで集会室のようなものを考えております。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、建設水道課の説明はこれで終わります。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時53分

**再開** 午後 1時00分

#### (4) 町民税務課 (保健福祉課)

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。



町民税務課の皆さん、ご苦勞様です。説明を求めます。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 町民税務課の大瀬です。本日の予算の説明なのですが、町民税務課としましては1番先に戸籍の担当、2番目が福祉、3番目が住民、4番目が税務、5番目に国民健康保険というふうな形できょう説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、まず最初に戸籍関係の予算を説明させていただきます。

歳出より説明させていただきます。95ページをお開きいただきたいと思います。2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、9節 旅費 11万1,000円、これは昨年と同額でございます。11節 需用費 37万7,000円、これにつきましても昨年と同額です。12節 役務費、郵便料 2万2,000円、これは昨年と同額でございます。13節 委託費 6,646万6,000円です。これは、前年度と比べますと6,526万6,000円の増となっておりますが、主なものはまず13ページのほうをお開き願いたいと思っております。第3表なのですけれども、ここのところで2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、木古内町戸籍事務電算化事業総額として6,467万5,000円のうちですが、平成26年度年割が6,402万8,000円となっております。この部分が13節 委託料のほうに含まれてございます。これは、木古内町に本籍のあるかたの戸籍ですが、3月15日から電算化がされ一部が稼働します。また、除籍・改製原戸籍につきましては、本年の6月には作業が完成する予定となっております。これにつきましては、3月の広報でも掲載をしております。この委託料のところに、6,428万円ほど多くなっております。

続きまして、96ページをお願いしたいと思います。14節 使用料及び賃借料 81万3,000円です。これは、戸籍専用のコピー機の借上料が5万2,000円、前年度が50万2,000円ですので45万円ほど少なくなっております。これは、再リース料ということで5万2,000円の計上となっております。住基ネットワークシステムのサーバ借上料が76万1,000円、これは前年度より33万8,000円少なくなっております。負担金補助及び交付金については、7,000円でございます。

次に、歳入を説明させていただきます。42ページをお開きいただきたいと思います。

12款 使用料及び賃借料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料 259万円のうち232万8,000円が戸籍関係の部分となっております。戸籍手数料 105万5,000円、住民票手数料 54万円、印鑑証明手数料 31万5,000円、その他証明 11万1,000円となっております。

次に、48ページをお開きください。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金 16万5,000円のうち、中長期在留者住居地等事務委託費として14万9,000円の計上をしております。

次に、54ページをお開きいただきたいと思います。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金 12万4,000の円うち福祉統計調査委託金が1万円、旅券事務委託金が4万7,000でございます。

戸籍関係の歳入歳出については、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 1点、95ページなのですけれども、委託料の一番後段の戸籍システムパッケージの保守委託というのが160万円新たに出ておりますけれども、昨年の委託料で戸籍事務電算化事業業務委託料64万円計上している時に、「2か年で従来の戸籍から移し替える委託です」と言われたのですけれども、2か年といたら。今年度は予算計上をしなくても単年度で終わってしまったのかどうなのか。システムパッケージの保守委託というのは、具体的にどういうものなのかという部分をちょっと。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** これは、戸籍システムパッケージ保守委託料というのは、ただいま先ほど説明させていただきましたが、6,402万8,000円の戸籍をデータ化した部分のシステムの保守委託料ということで、ことしにつきましては本来12か月分なのですけれども、ことしは6か月分ということで委託業者のほうと話し合いができて、今回161万7,000円を予算計上させていただきました。以上です。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 答弁漏れです。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 昨年、継続費でお願いしたというのはご説明を申し上げましたけれども、木古内町の戸籍として7,000ある戸籍を1年度で実際には電子化するというのは困難だということで、継続費ということでお願いをしたわけでございます。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 継続費のことではなくて、「昨年予算計上した戸籍事務電算化事業業務委託、これは何ですか」と言ったら、「戸籍をいま電算化するために移し替える業務の委託です」と。これは、単年度ではなくて2か年かかるという説明だったのだけれども、ことし予算計上がないから単年度で終わったのですかという。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 13ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、25年度で64万7,000円、26年度で6,402万8,000円で計6,467万5,000円というふうな継続費でお願いをしているのが2か年をお願いをしているのがそういうことでございます。

**佐藤委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

## 議案第19号 木古内町子ども・子育て会議条例制定について

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、次に福祉のほうに入らせていただきます。

まず、福祉のほうは今回、議案第19号 木古内町子ども・子育て会議条例というものを上程させていただいております。

これは、予算のほうの議案第19号 日程21になりますけれども、こちらのほうをお開きいただきたいと思っております。

まず、木古内町子ども・子育て会議条例について、説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、第1条 設置、子ども・子育て支援法に第77条第1項の規定に基づき、木古内町子ども・子育て会議を置く。

第2条 組織です。会議は、委員12人以内をもって組織する。

第3条 任期ですが、委員の任期は2年とし、委員がかけた場合には、補欠委員の任期は残任期間とする。

第4条 会長及び副会長です。会長及び副会長は委員の互選によるものとする。

第5条 会議です。会議は会長が招集する。ただし、最初の会議は町長が招集する。

第6条 庶務。会議の庶務は、木古内町役場町民税務課において処理する。

第7条 委任です。条例に定めるもののほか会議に必要な事項は、会長が会議に諮る。

子ども・子育て会議条例については、以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**佐藤委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

又地委員。

**又地委員** 子ども・子育て会議条例なのですけれども、これは例えば会長ですとか副会長ですとか委員ですとかいろいろ会議等々があるのですけれども、どのようなことをするのでですか。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** これは、昨年子ども・子育て3法に基づきましてアンケート調査を行いました。この中で、前回学童保育の問題等、これから実際にアンケートの中で保護者のかたがどのような要望をもたれているかという部分について、私どものほうで集計をし、それを子ども・子育ての委員の皆様にお諮りをして現状に近いようなもので計画を作り、またその要望に基づいてこれからのいろいろな町の施設について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**佐藤委員長** 東出委員。

**東出委員** そうであれば、町民税務課でもってしまったのだけれども、随分教育委員会のほうと関わりが随分あるなというふうに思うのだけれども、その辺は町民税務課でもった趣旨というのが私はちょっとわからないのでその辺教えていただきたいです。

それから次は、青少年問題協議会というのがあってそこはいろいろな情報の交換をする場でもあるのだけれども、それがあからここに町民税務課にきたのかなというふうに私の勝手な想像なのだけれども、教育委員会のほうとのこの辺の協議というのはされたものでしょうか。何か結構、教育委員会のほうの社会教育のほうの絡みも結構あるなというふうに思うのだけれども、率直な部分のその辺。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** この制度なのですけれども、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、子ども・子育て関連3法というものは厚生労働省の所管になってございます。それで、子ども・子育てについては総合的な推進について、厚生労働省のほうでの所管ということで私どものほうというような形で行うような形です。それで、先ほど子ども・子育て会議の中に、やはり学識経験者ということでこれはまだあくまで予定なのですけれども、木古内小学校の校長先生それから木古内校長会の会長です。それから、事務方としま

して教育委員会、教育長、生涯学習課長、それから担当主査というものを事務局のほうに配置をするという形の中で、行政の福祉のほうとただいま東出委員に指摘していただいたのですけれども、密着に福祉のほうと連携を取って進めてまいりたいというふうに考えてございます。この中には、保護者の代表としましては永盛保育園の父母会の会長、木古内保育園の父母会の会長、木古内小学校のPTA会長、PTA連合会長とそういう方々もその中に含まれて、実際には現状的にすり合わせをするというような形で私どもは考えております。

**佐藤委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、議案第19号につきましては終わります。

次に、進んでください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、社会福祉年金担当の所管の予算について、説明をさせていただきますと思います。

歳出のほうなのですが、101ページをお開きいただきたいと思います。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、本年度予算額 8,431万6,000円ということで、前年度と比較しまして324万2,000円ほど少なくなっております。1節 民生・児童委員報酬委員会は6,000円です。8節 報償費 138万円、これは前年度と変わりございません。9節 旅費は1,000円、これは費用弁償として1,000円の予算のみとなっております。11節 需用費 5,000円、前年度と変わりございません。13節 委託料も前年度と変わりございません。19節 負担金補助及び交付金 29万8,000円、民生委員協議会の補助金が20万7,000円、行旅病人の交通費が9万1,000円となっております。

続きまして、102ページをお開きいただきたいと思います。20節 扶助費、これは福祉灯油助成券ですけれども60件分として59万円を見ております。続きまして、2目 国民年金事務費です。11節 需用費 12万円、これは前年度とほぼ同額でございます。13節 委託料 118万8,000円ですが、これは新年度で新しく新設でございます。これについては、平成24年の11月に「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」というのが新しく設立しております。これは、所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に老齢年金生活支援給付金を支給することとなりました。支給するのは、平成27年10月1日ですので来年の10月というふうになります。支払事務ですが、これは日本年金機構が行います。その情報提供等はデータのやりとりになりますので、それに係るシステムの改修委託料が必要となりまして今回、予算を計上させていただきました。これは、日本年金機構が支払事務を行いますので、費用については全額が国庫補助金ということに予定をしております。

これは、私どもまだ詳細な資料は持っていないのですが、前年度収入とその他の所得の合計が老齢基礎年金満額が77万円なのですが、その77万円以下のかたがいまのところ対象となるということで、ことしデータシステムを入れまして、年金機構のほうでそのデータの電算処理ができるかということのを来年の27年度の前半までにそういうふうなテストを行って、27年の10月に年金機構のほうでそういう支払事務をするということで、11万8,000円の予算を計上させていただきました。

続きまして、108ページをお願いします。6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費、11節

需用費 4万1,000円、これは受給者証の印刷費及び消耗品となります。

次に、109ページをお願いします。12節 役務費 149万8,000円、これは審査支払手数料になります。20節 扶助費 2,239万6,000円、重度心身障害者医療費が1,953万8,000円、ひとり親家庭等医療費が285万8,000円です。続きまして、7目 乳幼児医療費です。11節 需用費 3万2,000円、これは受給者証の印刷費です。12節 役務費 89万5,000円、請求事務手数料が87万円、郵便料が2万5,000円となっております。20節 扶助費 934万円9,000円、中学校修了時までの通院と入院の医療費ということで計上させていただいております。

続いて、114ページをお開きいただきたいと思います。2項 児童福祉費、1目 児童福祉費総務費、1節 報酬、子ども・子育て会議委員報酬が4万4,000円。9節 旅費、委員費用弁償として4,000円。11節 需用費 3万3,000円。12節 役務費 7万3,000円。2目 児童措置費、予算説明資料なのですが、これは予算説明資料の12ページと14ページとなっておりますのでご参照いただきたいと思います。13節 委託料 7,545万円で、前年度より93万8,000円程増額となっております。これは、木古内保育園・永盛保育園の運営委託料です。木古内保育園は44人で運営費が4,427万7,000円、永盛保育園は33人で運営費3,117万3,000円の予算計上をしております。平成23年度より両園とも定数は45名ということになっております。20節 扶助費、予算説明資料は13ページとなっております。児童手当 3,706万円、被用者が1,871万円、非被用者が933万円、中学生が884万円、特例給付が18万円となっております。

歳出は、以上でございます。

**佐藤委員長** 歳入に入ってください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 続いて、歳入について説明させていただきます。

38ページをお開きください。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 1,630万3,000円です。前年度と比べて25万1,000円ほど少なくなっております。入所児童保護者負担金となっております。木古内保育園が962万4,912円、永盛保育園が667万8,540円となっております。

44ページをお開きください。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金、国民年金事務費負担金が232万3,000円、前年度より74万3,000円ほど多くなっております。これは、昨年の実績から推計した事務費交付金となっており、歳出で予定しておりますシステム改修分の国庫補助金の部分を見込んだ額となっております。2節 児童福祉費負担金 5,151万7,000円、これは保育所運営費基本額が5,210万円×2分の1で2,605万円、児童手当負担金が被用者分が1,323万4,000円、非被用者分が622万円、中学生が589万3,000円、特例給付が12万円となっております。

続いて、48ページをお願いします。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉委託金 7,000円、これは特別児童扶養手当事務費委託金として7,000円を計上してございます。

続きまして、49ページをお開きください。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金、民生・児童委員活動費負担金が154万5,000円です。

内訳は、活動費としまして年額5万8,200円の23名分で133万8,600円、地区民協活動推進

費として20万円、民協会長出席旅費として6,680円というふうになってございます。2目 児童福祉負担金予算額 1,882万1,000円、前年度と比較しまして46万8,000円ほど少なくなっております。これは、保育所運営費と児童手当に対する道の負担金でございます。

続きまして、51ページをお開きください。14款 道支出金、1項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金、医療費補助金として重度心身障害者は1,263万5,000円の2分の1で631万7,000円、ひとり親家庭等は233万円の2分の1で116万5,000円、合わせて748万2,000円となっております。4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金としまして、123万5,000円の2分の1で61万7,000円を予算計上しております。

次に、52ページをお開きいただきたいと思っております。5節 乳幼児医療費補助金、医療費補助金として医療費合計351万7,000円の2分の175万8,000円の予算を計上しております。6節 乳幼児医療事務費補助金、事務費として7万6,000円の2分の1で3万8,000円となっております。

続きまして、70ページをお願いします。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入で3億1,479万4,000円のうちの71ページの上から3行目、高額療養費組替金として200万円の計上とございます。

以上で、歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

平野委員。

**平野委員** 平野です。ちょっと教えてほしいのですけれども、こちらのいまの課の中での話で合っていると思うのですけれども、例えばひとり親家庭等の医療費等はこちらのほうで掲載されていますよね。いわゆるひとり親、母子家庭・父子家庭に対する生活援助あるいは貸付制度でしたり様々な資格取得の援助等の制度があると思うのですけれども、それは国だったり道だったり直接そちらの家庭とのやり取りがあって、木古内町はどの程度関与しているのか。あるいは、この予算の中のどちらかに反映されているものなのか、この担当の課でいいですよ。その仕組みといいますか流れというのを教えてほしいのですけれども。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** これは、医療費ですとかはうちのほうで見えていますけれども、そういういろいろな貸付制度ですとかそういうものについては、母子福祉資金ですとかはいま町村経由だったのでございますけれども、いまはまっすぐ渡島総合振興局の社会福祉課のほうで窓口としてやっております。ですから、町村としますと例えば、「木古内に住んでいる誰だれというかたがこのような形で伺いますのでよろしく申し上げます」というような形のうちのほうから照会というような形をとるような形になります。

**佐藤委員長** 平野委員。

**平野委員** いまの現状はわかりました。それで、当然木古内町としては振興局のほうから照会といいますかそのやり取りがあって、例えば名簿的なものを町として把握しているのか。それと、様々な制度がある中で母子家庭の中でも、理解している人していない人の差が非常に多いのですよね。例えば、先日も新聞に記載されておりましたけれども、父子家庭の制度を4月から充実させるということで様々な制度が出てきたのですけれども、そのよ

うな案内も当然木古内町としては特に携わらないといういまの答弁なのでしょうけれども、であれば、振興局さんのほうにそのような制度があるのであれば当然一つひとつの家庭に案内をされているのかどうなのか。案内したほうが丁寧だと思うのですね。わかっている人は新聞を見て何かの制度をもらいに行って、うまくそういう制度を利用している人は中にはいるのです。ただ、現状は困っていてもそういう制度さえも知らない人もたくさんいますので、この予算の話にはちょっと直接は絡まないのですけれども、今後そのような流れは振興局さんのほうとうまく調整してやってほしいなという話で留めます。よろしくお願ひします。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** ただいまのご意見なのですけれども、振興局の担当と連絡を取りまして、パンフレット等があればうちのほうでは実際に対象者についてはリストアップしてありますので、4月になったら個人宛に送付したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**佐藤委員長** ほかに。竹田委員。

**竹田委員** 1点、102ページの国民年金事務費の部分で、委託料でシステム改修の部分で、国費充当の中で事業を行うのですが、前年の所得の基準があつて77万円以下のかたを対象に現金なのか金券なのか交付する。いつかの時点で新聞でも見たのですけれども、はっきりまだと思ひていたものですからたいして詳しく見なかつたのですけれども、来年の10月にそれが支給されると。これは27年10月でそれで終わりなのか今後継続されるのか。そして、事業のたぶん国費の予算が付けているということですから制度はできていると。その制度の一覧・概要がわかるようなものももしあれば、資料として提示をしていただきたいというふうに思ひます。まず、資料の部分と27年単年度でこの事業が終わってしまうのか、何年間継続されるのかどうかという部分を含めてお願ひします。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 先ほども申し上げたのですけれども、事業主体というのは日本年金機構であくまでもそういうような形の中で閣議決定されたということで、私どものほうにはまだ厚生労働省からの概要的なフローのようなものしか入っていないです。ただ、この部分の電算をシステム改修する部分については、そういうこととお願ひしますということはこれは決まっているのですけれども、細かいものについてはこれからいま実際に国民年金機構のほうで厚労省の部分とやり取りをするということで、いまの段階で具体的なものは私どものほうに実際に厚生労働省ですとか渡島振興局のほうから入っていないので、資料の提供というのはちょっといまは難しいかなと思ひます。ですから、きちんと厚生労働省のほうから通達なりきて、「こういうものがきました」ということでその時点で、皆さんのほうに資料の提供というのはできるかもわからないですが、いままだ法律が決まって閣議決定された状態で概略的なものもまだはっきり決まっていないのです。ことしの6月に税が確定するのですけれども、そのデータもいつシステム改修するのかもまだはっきりしていないのです。ただ、「26年度中にやります」という話なものですから、予算を先に額が決まってい国で閣議決定されているということで金額だけはうちの電算の業者さんのほうと話をしまして、「このくらいの金額ですよ」ということでののおつかみな話はこのような形で計上させていただいたのですけれども、資料はもうちょっと待っていた

だきたいと思うのですが。

**佐藤委員長** 竹田委員

**竹田委員** 継続するのかどうかの部分の答弁を貰っていないのですが、ただシステムの改修をするのに中身が決まっていなくてどういうシステムの改修なのかという部分というのは、何かちょっと適切なのでしょうか。いま当初予算でなくても、逆によかったのかなという気さえちょっと単純にするのですけれども。ただ、それであれば業務が間に合わないから先行してまず「国のほうで予算が組めたから計上しました」ということのように聞こえるのですけれども、何かちょっと。対象者に支給になるという部分そのものをどういうふうになるかわからないけれどもなるというのはわかったのですけれども、システム改修のこの部分がどういうことをしたらどうするのという部分がわからないで予算計上。電算会社とやり取りしてこういうことああいうことということで、これこれを改修しなくてはだめだというあれがあるとすれば、ある程度わかっているのではないのかなという気がするのだけれども。大瀬課長は「閣議決定されたばかりで正式なものはまだきていないので資料提示はできない」、それはそれとしていいのですけれども。どうなのでしょう、その辺はよく理解できない部分もちょっとあるのですけれども。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** ですから、先ほど冒頭にお話ししましたけれども、住民税家族全員の所得を把握するためのものなのです、税情報の。ですから、先ほど説明の中で、前年の年金収入プラスその他の所得の合計額が厚労省でいま皆さんにお知らせしております基礎年金金額77万円以下のかたの情報を把握するためのシステム改修ということで、道のほうからは26年度中に準備を進めるために26年度予算の概算要求としてそのような形で進めてくださいというふうな道のほうからもそのようにきているものですから、当初の予算でこのような形で予算措置をさせていただくような形をとっておりました。あくまでも所得情報を必要とすると。個人申請であればいまあれなので、税情報も全部システム化されておりますので、税情報によって77万円以下のかたの抽出するというのが基本的な部分ということになっております。これは、総務省の管轄の中だと思えますけれども、ではそれを実際に市町村の電算の中ではどのくらい経費がかかるのかなということは、逆のほうからそういうだいたいおおつくりな部分の形の中で、このくらいの金額だということの把握はそちらのほうからも出ているのだと思えます。システム業者からに言わせますと、去年の暮れに閣議決定した中でその税法に対する部分については、実際に研修等が説明会がありましたということになっておりますので、私どものほうにはこのような金額が出てきたというのはその範囲内であるということで、私どももこのような形で予算を計上させていただきました。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 一定程度理解したというふうにならなければだめだと思うのですけれども、ただ、確かに前年度所得を税情報を含めて把握するためのこのシステムだと。これは、「先行して予讃を計上しなさい」ということは、4月からシステム改修にかかるという部分では理解しました。ただ、27年10月で単年度で終わってしまうのか27年以降何年間、この部分が実施されるのか。それと、年金機構が行うということですから、直接例えば各年金受給者の口座に振り込みになるというそういう理解でいいのですね。あとは、システム改修



をすれば役場は関係ないということになるのかどうなのかという部分について。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 年金生活者支援給付金というような形は、年金機構で全部データを集めて年金機構では全国の国民のかたに年金を支給しておりますので、それは年金と同様に2か月前に支給をするということで書いてございます。これについては、実際には対象としてどのくらいだというふうな形のものはおおつかみなのですけれども、機構とすればいまのところでは毎月2か月前に支給するということなので、期限はまだ定めていないのかなというふうには私どもは思っております。これは、実際に先ほどの話にもありましたように、「システム改修を5月からやってください」という時には、5月に我々ができないわけですよ、予算措置をしていなければ。ですから、「26年度の当初に予算措置をしてください」というのは、5月にくるのか6月にくるのかわからないのですけれども、常にそういうふうな形の中で機構とそのようなやり取りをしなければならないということなので、私どももこのような形をとらせていただいたのですけれども、詳細については国のほうからそのような形で随時発表されてくると思いますので、私どものほうにもきた時点ではそのような部分についてはもしあれでしたら資料提供はさせていただきたいというふうに考えてございます。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ほかにないようですので、歳出の説明が終わりましたので、次に進んでください。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時40分

**再開** 午後1時41分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、次に住民グループの説明に入らせていただきます。

87ページをお開きいただきたいと思います。2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費、予算額は637万1,000円ということになってございます。11節 需用費は前年度と変わりございません。18節 備品購入費 230万円、これは交通安全指導車の新規購入となります。現在の車両は、平成12年度に購入したものであり走行距離が25万キロとなっております。この度、更新する車両も燃料費の節減及び環境に優しい車種をとということでただいま検討をしております。19節 負担金補助及び交付金 406万1,000円、交通安全推進委員の補助金でございます。ここでは、31万円ほど増額となっております。増額となった主な理由ですが、指導員の制服なのですが、ここ10数年1回も更新をしたことがないということで、男子10名と女子2名の12名について上下だけなのですが、今回購入したいということで予算を計上させていただきました。

続きまして、109ページをお願いしたいと思います。3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費、1節 報酬 3,000円、青少年問題協議会委員報酬としてです。9節 旅

費 8万2,000千円、委員費用弁償 1,000円と普通旅費が8万1,000円です。11節 需用費92万5,000円、花いっぱい運動で3万4,000円の増額の57万8,000円。平和へのメッセージ五七五で4万7,000円、消費者行政活性化事業啓発用品 30万円ということで、これは振り込め詐欺等の被害防止街頭啓発時に使用する啓発グッズとして購入するものでございます。これは、道の補助金が10分の10というふうになってございます。19節 負担金補助及び交付金 879万円、防犯灯料金及び設置補助金として850万円が主な金額となっております。中身ですが、電気料金が600万円の防犯灯の設置補修が250万円となっております。

続きまして、116ページをお願いします。3款 民生費、3項 災害救助費、1目 災害救助費 35万円、これは7節から20節まで前年度と同額でございます。

続きまして、119ページから121ページです。説明資料は8ページの下段に火葬場の利用状況がございます。4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、共済費 71万3,000円、賃金 448万3,000円、旅費 6万1,000円、需用費 198万4,000円、12節 役務費、27万6,000円。13節 委託料 129万6,000円これは、安行苑の周辺環境整備の委託料として85万円多くなっております。これは、安行苑前庭・横裏の鑑賞木等の雑木等の整理をことし行いたいと思ひまして、予算計上をお願いしております。14節 使用料及び賃借料1万5,000円は前年度と同額です。15節 工事請負費、火葬炉の設備工事が250万6,000円、これは2号炉の再燃焼炉の耐火レンガ等の取替工事になります。安行苑の補修工事 120万円、これは様式便所の取替、玄関前タイルの張替、ひさしの防止、ホームタンクの取替等で120万円の計上をさせていただいております。続きまして、19節 負担金補助及び交付金 91万円、これは環境監視センターの負担金となっております。

続きまして、123ページをお開きいただきたいと思ひます。予算の説明資料は7ページから10ページになってございます。予算資料なのですが、7ページは平成20年度から24年度のごみの収集量の推移、8ページはし尿収集量の推移、9ページは渡島廃棄物広域連合と渡島西部負担金の推移でございます。10ページは、ごみ袋作成の内訳となっております。ご参照いただきたいと思ひます。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 清掃総務費、9節 旅費 3万1,000円は前年度と同額でございます。11節 需用費、ごみのカレンダーは前年度と同額です。ごみ袋の作成費は、前年度より比較しまして45万4,000円ということで297万1,000円でございます。19節 負担金補助及び交付金 1億4,130万円、前年度と比較しまして3,613万4,000円ほど少なくなっております。これは、汚泥再生処理施設が完成して渡島西部広域事務組合の負担金が減額をしたものです。

続きまして、123ページをお願いします。予算資料は11ページになってございます。4款 衛生費、2項 清掃費、2目 ごみ処理費 3,658万4,000円です。11節 需用費 6万円、12節 役務費 8万9,000円は前年と同額でございます。13節 委託料 3,643万5,000円、454万5,000円ほど増額になってございます。これは、ごみの収集料で445万3,000円の増となっております。主な理由ですが、ごみ収集車両の更新に230万円ほど増額となっております。あとは、作業員の労務単価の上昇ということと消費税の増ということになってございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。39ページをお開きいただきたいと思ひます。説明資料は8ページです。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料、158万円、これは木古内・知内両町の安行苑の使用料で実績

計上により前年度より3万円ほど増額となっております。

続きまして、43ページをお開きいただきたいと思います。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料、1節 保健衛生手数料 822万7,000円。これは、し尿浄化槽清掃・一般廃棄物処理許可書発行による手数料は前年度より7,000円増、ごみ手数料については前年度より121万7,000円ほど増を見込んでございます。詳細は資料の10ページをお願いします。

続きまして、51ページです。14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金、消費者行政活性化事業補助金。これは、先ほどのグッズのお金として38万円の予算計上をしてございます。

続きまして、54ページをお開き願います。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金の道公害防止委託金が1万5,000円でございます。これは前年度と同額です。同じく、3項 道委託金、2目 衛生費委託金、1節 保健衛生費委託金、浄化槽設置事業事務委託金として1万1,000円です。

続きまして、69ページをお願いします。説明資料は8ページとなっております。19款 諸収入、4項 受託事業収入、2目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入、595万5,000円。安行苑の運営費これは知内町と両町で負担分をしておりますけれども、安行苑の運営費の減に伴い知内町負担分も前年度より104万4,000円の増額となっております。知内町の按分割合は、人口割50%利用割49%となっております。

続きまして、70ページから71ページをお願いします。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、雇用保険の繰替金が43万8,000円で、これは安行苑管理人の本人負担分が1万3,000円入っております。

以上で、歳入・歳出の説明を終わらせていただきます。

**佐藤委員長** 歳入・歳出についての説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

竹田委員。

**竹田委員** まず1点。交通安全指導車の更新はいいのです。ただ、事務調査か何かの時に指導車のいま赤灯から青灯になった。赤灯にするためには緊急車の正式な戒名はわからないのだけれども、緊急自動車の登録をすれば赤灯の許可が出るということで、車の更新時にはまた赤色にしたいという担当課の説明がありましたけれども、その辺がまず一つどうなのか。

それから、ごみ収集委託料で400万円ほど増えている収集料と車両の更新だと、その分が230万円ほど考えていますと。この場合の230万円の根拠を、たぶん車の耐用年数が8年間とすれば1,300万円くらいの車。ですから、パッカー車でそんなにするのかなという単純な計算でいけばそうなるのですけれども、過去に車の更新のした時には耐用年数で年次割で委託料で支給するというそういうお話を聞いていたものですから、その辺がこの230万円というのが間違いないのかどうなのか。

それから、123ページのこれは担当課というより副町長がおりますから副町長にちょっと確認をしたいのですが、今年度からし尿の処理センターがスタートするというようなことで、自分が広域の時に「し尿処理の汚泥の関係の扱いを、し尿処理センターの改築スタートする時点までには一定の条件整備をして整えます」といういまの副管の管理者とやり取りしたそういう覚えがあるのですけれども、副町長はその辺は汚泥の基金扱いの関係は

詳しいと思いますので、参与会等を含めてどういう議論に至って今回スタートするにあたっては、その部分の汚泥の部分が消されたのかどうか。相変わらず各町の汚泥処理した部分は各町の持ち分ですよという部分の体質は改めてほしいということで、ぶつけていた部分はどうなっているのかという部分をちょっとお知らせ願います。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 青パトの部分で、うちのほうで赤パトにするということを委員会で発言していますでしょうか。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** それは、「車の更新時に検討します」ということですから、緊急車両の例えば「申請をして却下になってまた青灯になりました」というのであればそれはそれでいいのです。ですから、あとは行政側が担当が赤灯でなくても青灯でいいのだと言うのであればそれはそれでいいですし、ですから「検討する」と言った部分がどう検討をして赤灯がいまの課長の答弁からすれば「赤灯ではなくて青灯のままですよ」というような。

**佐藤委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 「私が赤灯という説明をしましたか」という話だけです。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** しました。ですから、「更新時に検討をします」ということは赤灯に移行するということでしょう。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時56分

**再開** 午後2時00分

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 塵芥処理車の金額なのですが、金額がパッカー車1台1,269万円ほどします。それで、残存価格として10%が業者さんのほうということで、減価償却分は90%ということで1,143万円ほどみてございます。これを、5年で割りますと228万5,000円くらいというふうな形になってございます。

汚泥処理のほうはいま副町長のほうに質問ということでよろしいでしょうか。

**佐藤委員長** 副町長。

**大野副町長** し尿処理センターの建設費の負担金のことだと思います。これは、当初3年前ですかルールを決めてやられたことだというふうには思っておりますけれども、十分に私は承知しておりませんので、調べた上で回答をさせていただきます。時間をいただきたいと思えます。

**佐藤委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、歳入歳出の説明は終わりましたので、次に進んでください。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時02分**

**再開 午後2時10分**

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

次の説明をお願いします。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、税務関係の予算を説明させていただきます。

歳出より説明いたします。92ページをお開きいただきたいと思います。2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費、1節の報酬から12節の役務費までは、前年度とほぼ同額でございます。13節 委託料なのですが、前年度よりかなり少なくなっておりますけれども、これは予算説明資料の6ページに詳細を載せてございます。ことしの分につきましては、ことしの4月で、WindowsXPの保守が終わるものですから、その部分をWindows7で対応するような形で24万1,000円の計上をさせていただいております。14節 使用料及び賃借料 92万1,000円で、前年度より23万2,000円ほど増加してございます。これは、昨年11月に導入した電子申告等の受理システムの使用料が発生するためにこのように計上させていただいております。19節 負担金、ここは納税貯蓄組合連合会の補助金なのですが、前年度より20万円ほど増加をしてございます。これは、納税貯蓄組合連合会の設立60周年を迎えることで、60周年記念に対する助成ということで20万円を計上してございます。次に、2目 賦課徴収費です。9節 旅費 4万5,000円、11節 需用費 53万円、12節 役務費 1万6,000円、これは26年度から計上させていただいております。これは、滞納処分費でございまして、詳細については資料の6ページに記載してございます。これは、車両の差し押さえを実施する際に発生する費用については滞納処分費というふうな形でみっておりますけれども、滞納者本人の負担になるのですが、車両を公売により換価し滞納処分費に充当するまでの一定期間2か月程度ですけれども、その費用を一時払いするものです。滞納処分に該当する費用としては主なものは記載のとおりとなっておりますけれども、実際に車両の差し押さえを実施する際には、滞納者にこの内容を説明し、しかるべく滞納処分費が発生しないように実施をする予定ですが、そういう場合があるということで計上させていただいております。13節 委託料 224万2,000円、前年度比で216万3,000円少なくなっております。これは、3年に一度実施している固定資産税の標準宅地鑑定評価業務が25年度で終了したということでこのようになってございます。

続きまして、186ページをお開きください。13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 200万円を町税等還付金として計上してございます。

続きまして、歳入のほうに入らせていただきます。

19ページをお開きください。1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現年度課税分として1億3,510万3,000円、前年度より121万1,000円の増額となっております。これは、主な要因としては、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のため

の施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、市町村が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から35年までの間、町民税の均等割額を500円引き上げる措置を講じているものです。町道民税500円の値上げで年税額では1,000円引き上げで、影響額は98万3,000円となっております。なお、この引き上げ分については、防災用の部分に充当されるというふうになってございます。

次に、20ページをお開きください。2節 滞納繰越分 464万3,000円、滞納繰越額の15%を見込んでおり前年度より6万6,000円ほど少なくなつて計上してございます。2目 法人、1節 現年課税分 3,686万1,000円、25年度の実績見込みにより前年度から119万9,000円ほど増額で計上してございます。

続いて、21ページをお開きください。2節 滞納繰越分 18万5,000円を計上してございます。

22ページをお願いします。1款 町税、2項 固定資産税、1目 固定資産税、1節 現年課税分 1億8,780万2,000円、町外法人の店舗新築等により、前年度から92万5,000円の増額で計上してございます。2節 滞納繰越分 368万3,000円となっております。同じく2目 国有資産等所在市町村交付金、これは前年度と同額でございます。

24ページをお開きください。1款 町税、3項 軽自動車税、1目 軽自動車税、1節 現年課税分 789万円となっております。これは、前年度より3万円ほど少なくなつてございます。

続いて、25ページです。2節 滞納繰越分は22万9,000円となっております。

26ページをお開きください。1款 町税、4項 町たばこ税、1目 町たばこ税、1節 現年課税分 5,680万2,000円、前年度より690万2,000円の減額計上となっております。平成25年4月からたばこ税の税率が引き上げられることになっており、25年度11月時点での前年同月との本数の比較で10%程度減少しており、このように計上してございます。2節 滞納繰越分は1,000円の計上です。

続いて27ページ、1款 町税、5項 入湯税、1目 入湯税、1節 現年課税分65万円、前年度見込みにより1万8,000円の増額となっております。滞納繰越は1万円となっております。

続いて、42ページをお願いします。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料 259万円を計上してございますが、上から4段目の税務手数料で35万1,000円、その下の町税督促手数料で13万5,000円を計上してございます。

54ページをお願いします。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税費委託金 591万3,000円、道民税の徴収委託料です。

66ページをお願いします。19款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金 10万円は前年度と同額です。続いて、2目 過料、1節 過料 1万円、前年度と同額でございます。

以上で、歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

**佐藤委員長** 歳入歳出についての説明が終わりましたので、質疑を求めます。

平野委員。

**平野委員** まず、2点ほどお聞かせください。資料の6ページ、滞納処分費ということで1

万6,000円記載されておりました、これはいままでもなかなかなかったと思うのですけれども、整理機構さんのほうと滞納者のかたに交渉しこのような処理をするということなのでしょうけれども、運搬費はわかったのですけれども、公売手数料いわゆる1万円で要は車を引き上げてきて、1万円で売れてその3%しか木古内町には入らないという意味なのでしょう。あるいは、1万円という金額がちょっと妥当なのかわかりませんので、細部についてちょっと教えていただきたいと思います。

もう1点が収入の中で26ページ、本年度につきましても昨年度よりは落ちてはおりますが、5,600万円という木古内町にとっては非常に重要な収入源であるたばこ税でございます。予算委員会にふさわしいかどうかはわかりませんが、4月1日から庁舎内を全て禁煙にするということで一部外で吸うという運びになりました。皆さんもご存じのとおり、いまのこの世の中はちょっとたばこを吸う人が非常に切ない状況でありまして、おそらくこの中でも何名もいないとは思いますが、やはり町のことを考えるとたばこを買ってくれる人は非常にありがたい話でありまして、私は完全に庁舎内を禁煙にするのではなくて、やはり収入があるわけですから極端に言うと、「たばこ止めなきゃならないね」と言う人が増えると、木古内町の収入が減るという矛盾しているといえますか切ない世の中なのですけれども、完全禁煙ではなくてきちんとした形で分煙化をできなかったのかなというふうに思うのですけれども、これはこの課に聞くべきではないですね。一応意見として言っておきたかったので、あとでまた言いますけれども。最初の質問だけでよろしいです。

**佐藤委員長** 田畑主査。

**田畑主査** それでは、滞納処分費についてご説明をさせていただきます。こちらの公売手数料につきましては、予算説明資料の6ページにも記載がありますけれども、車両をインターネット公売、いま現在ですとヤフーと楽天になりますが、こちらのほうに差し押さえをした車両を出品しましてそれで落札をされますと、落札価格の3%がヤフー及び楽天の手数料ということでかかるということで、こちらは滞納処分費の中に計上させていただいております。こちらにつきましては、出品をしましても落札されなければ発生しないものとなっておりますので、一応そのようなことでご理解をいただきたいと思います。

こちらの1万円というのが妥当かどうかというところではありますが、先ほども課長のほうから説明がありましたけれども、こちらにつきましては滞納処分費としては発生をするわけですが、なるべくそちらについては費用としてかからないように何とかやっていたいという部分もありまして、あとは先ほども申したとおり、落札された価格によって3%発生するものですから、当然落札されてその部分のお金が木古内町に来てからそこから3%をヤフーですとか楽天の出品したところに支払をするというものですので、一応こちらにつきましてはこのように計上はさせていただいておりますけれども、実際支出というのは落札されてお金がなかなか入ってこない。当然そうしますと、落札はされておりますので支払義務が発生しておりますので、そういった時に一応支払えるようにということで予算を計上させていただいているものですので、通常であれば出す部分は手数料につきましてもないのかなというふうには思っております。

**佐藤委員長** ほかに。副町長。

**大野副町長** 先ほど衛生費のところでご質問ありました、汚泥再生処理センターの整備費の基金充当に関してです。25年度の事業の中で、資源循環型交付金が増額にまざりました。

た。それと、元氣臨時交付金のほうも充当可能になったということで、1億円ほど基金を充当することにしておりましたが、基金充当をゼロにしております。そこで、現在の基金の残額ですが、積み増しをしまして2月の定例会では1億3,000万円の残高ということになっております。したがって、汚泥再生処理センターを建設するということが基金化をしておりますが、その基金の充当はしなかったということをご理解願います。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 今回のし尿処理の改築での基金の充当はしなかったということでそれはそれでわかりました。この基金の持ち分の町村区分ありますよね。うちの汚泥の量がうちの持ち分と決めている部分そこを言っているのです。そこを「次期のセンターの改築に合わせて見直しをします」ということを言っていたものですから、その経過含めて今回新たに創業を開始するにあたってどうなったのかということなのです。

**佐藤委員長** 副町長。

**大野副町長** そこにつきましては、負担区分、それぞれ市町村毎に利用者割ですとかあるいは人口割ですとかそういったもので建設費全体の負担というのは決められています。そのうちの今度は交付金なり補助金なり、起債なりの借入れをした市町村が持ち出す分というのは差引きで出てくるわけです。その出てきたものとこれまでの汚泥の積み立ててきた分の差額があればそれは市町村が負担をするというルールです。ほかの町は多く積み立てをされていたようですので、その基金の中で間に合うというのがこれまでの負担の決め方だったのですが、これが補助金や交付金や起債、これらの借入れが可能になったということで、基金を取り崩すことなく建設ができたというのが現在です。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** その部分は理解するのですけれども、この場で渡島西部の負担金の関係でできているものですから、そのことによって。今年度は基金の充当をしないということですからいいのですけれども、それぞれの町村の持ち込んだ汚泥の量によって手数料がそれぞれ違うわけですから、確かにいま副町長が言ったように各町ばらつきがあるのですよ。どちらかといえば、福島、知内よりも木古内が汚泥の持ち込みの量が少ないという実態。これは、当然下水道の整備と比例しますから下水道が復旧すれば汚泥処理が少なくなるという減少。ただ、その持ち分の財源が充当する時に福島は何千万も例えば基金がある。確か私が広域の時にその頃の額、木古内は何百万という単位ではなかったかなと思うのですけれども。基金充当しなければいけないというルールで決まった場合に、福島は自分のある汚泥の基金で充当して間に合う、木古内は同じ例えば1,000万円ときたら1,000万円に基金が足りないからその分木古内町が持ち出をしなければいけないというそういう現象が起きるわけですから、それは施設を汚泥を搬入するのに共通するいろんな経費がかかるでしょうということで、それは見直しをすべきだというそういう考えの基で言ったことで、この場での副町長とのやり取りが適切かはどうかは別にして、これは今後広域の議員さんにデータをやって、その辺は追求というかしてもらわなければならないです。ただ、参与会できちんとやはりその辺の議論をしてほしいというのは自分の考えなのです。

**佐藤委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの竹田委員さんのご質問なのですけれども、これは竹田委員さんが当時、渡島広域事務組合の議員さんをやられていた時に行ったことなのですが、福島のほ



うからも木古内に来ていただいて議員の皆さんに説明をしましたよね。そういうことで私は整理ができているものというふうに思っていましたけれども、それはそれぞれの町で持ち込んだ汚泥に対してこのあとの施設を整備すべき基金ということで積み立てたものであるので、それは「それぞれの町の持ち分ですよ」という結論が出ていたと思いますので、そこは戻る議論をするのでしたらこれは別ですけれども、そうはならないかと思えます。

以上です。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後2時32分

**再開** 午後2時37分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に進んでください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 国保健康保険の担当の部分に入らせていただきます。

条例の改正は、国民健康保険事業関係の冒頭に説明をさせていただきたいと思っておりますので、まずは国民健康保険関係の一般会計に関わる部分についてご説明申し上げます。

102ページをお開きいただきたいと思えます。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金 8,200万1,000円です。これは、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。前年度より、319万2,000円ほど少なくなっております。

次に、112ページをお願いいたします。3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1億2,040万1,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。昨年度よりも1,092万2,000円ほど少なくなっております。これは、広域連合からの負担金請求が減額しているということで、このような予算計上をさせていただいております。続きまして、12目 老人医療費、これは23年度で老人保健特別会計が廃止になってございますけれども、請求もれがあった時の対応として、12節 役務費と扶助費に各1,000ずつ計上してございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 285万8,000円、保険基盤安定制度医療費支援分として571万6,000円の2分の1として計上させていただいております。

続きまして、50ページをお開きください。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金、保険基盤安定制度軽減保険料負担金 2,055万1,000円の4分の3で1,878万8,000、保険基盤安定制度医療費支援分負担金 571万6,000円の1分の1で142万9,000円、合わせまして2,021万7,000円となっております。次に、4節 後期高齢者医療負担金、保険基盤安定制度軽減保険料負担金 2,962万3,000円の4分の3、2,221万7,000円となっております。

一般会計は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**佐藤委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、平成26年度の後期高齢者医療特別会計予算について、説明をさせていただきます。

後期高齢者料特別会計予算書4ページ、薄手になります。4ページをお開きいただきたいと思います。予算総額及び前年度当初予算に対する各款の示す割合表でございます。今年度の予算は平成25年より511万6,000円少ない1億7,593万4,000円です。歳出で大きく減額となっているのは、3款の後期高齢者医療広域連合負担金で、平成25年度と比べて療養給付費分担金が538万4,000円少なくなっております。歳出では1款の保険料が2年に一度の見直しのため増額となっております。前年度比では550万6,000円増額となっております。また、5款の繰入金は広域連合負担金が前年度より少なくなった分が見合いとなって減額となっております。その他は、ほぼだいたい同様の予算構成となっております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。17ページをお開きいただきたいと思います。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、旅費 6万1,000円、12節 役務費10万7,000円。

次に、18ページをお開きください。1款 総務費、2項 徴収費、1目 徴収費、9節 旅費 4万1,000円、11節 需用費 4万9,000円、12節 役務費 2万円、13節 委託料 42万5,000円となっております。

次に、19ページをお開きください。2款 保健事業費、1項 保健事業費、1目 疾病予防費、8節 報償費 3万円、11節 需用費 77万4,000円、12節 役務費 9万4,000円、13節 委託料 168万円、前年度とほぼ同額でございます。

次に、20ページをお開きください。3款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金 1億7,136万2,000円。内訳は事務費負担金が245万1,000円、保険料分が5,278万8,000円、保険基盤安定繰入金が2,962万4,000円、前年度と比較しましては538万4,000円ほど少なくなっております。主に療養給付費納付金の減によるものです。

続きまして、21ページをお開きください。4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金、23節 償還金利子及び割引料、これは120万円です。2目 保険料加算金、23節 償還金利子及び割引料 1,000円。

22ページをお開きください。5款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、予備費として2万4,000円を計上させていただいております。

歳出は以上です。

**佐藤委員長** 歳入の説明に入ってください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 続きまして、歳入の説明に入らせていただきます。

7ページをお開きください。1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、1節 特別徴収保険料現年度分 4,250万円です。所得割・均等割を合わせたものから軽減、減額分を差し引いたものが4,250万円となっております。2目

普通徴収保険料、1節 普通徴収保険料現年度分 1,021万3,000円、これも所得割・均等割を合わせたものから軽減分、減額分を差し引いて99%をかけたものが2,021万3,000円となっております。2節 滞納繰越分、7万5,000を計上してございます。

次に、8ページをお開きください。2款 保険料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料、1節 保険料等保険料督促手数料 1万2,000円を計上してございます。

次に、9ページです。3款 広域連合支出金、1項 広域連合補助金、1目 広域連合補助金、1節 広域連合補助金、すこやか推進事業補助金、これはインフルエンザの予防接種事業補助金として40万円、前年度と同額でございます。

次に、10ページをお願いします。4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金、1節 事務費繰入金、一般会計から事務費繰入金として427万8,000円をお願いします。2目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金 2,962万4,000円です。これは、軽減分で2,881万4,000円、激変緩和分で81万円となっております。3目 療養給付費負担金繰入金、1節 療養給付費負担金繰入金、医療給付費見込額 これは10億3,798万4,001円の12分の1ということで、8,649万9,000円を計上してございます。

続きまして、11ページです。5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 1,000円を計上してございます。

12ページをお願いいたします。6款 諸収入、1項 延滞金及び加算金、1目 延滞金、1節 延滞金、保険料延滞金として1,000円です。2目 過料、1節 過料で1,000円を計上してございます。

次に、13ページをお願いします。6款 諸収入、2項 預金利子、1目 預金利子、1節 預金利子で1万円を計上してございます。

次に、14ページをお願いします。6款 諸収入、3項 受託事業収入、1目 受託事業収入、1節 健康診査等受託事業収入 112万円、健康診査負担金 100万円、健診事務費負担金 12万円を計上してございます。

続きまして、15ページです。6款 諸収入、4項 雑入、1目 雑入、1節 雑入 120万円、保険料還付金広域連合返還金 120万円をみてございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

## **議案第26号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について**

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、平成26年度国民健康保険税特別会計予算の説明をさせていただきます。まず、議案第26号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明資料番号1の11ページをお開きいただきたいと思います。

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、新旧対照表の右欄の3をご

参照いただきたいと思います。

3の後期高齢者支援金等課税額限度額を現行の14万円から16万円に、4の介護納付金課税額限度額を現行の12万円から14万円に改正するものです。

また、第4条の木古内町国民健康保険の被保険者にかかる資産割額を、現行の100分の39を、100分の30に改正するものです。

これは、平成26年度税制改正の大綱「昨年(2014年)の12月24日に閣議決定」されたもので、国民健康保険税の課税限度額が改正されたために、木古内町国民健康保険税条例を改正するものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**佐藤委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** それでは、国民健康保険の予算のほうに説明を移らせていただきます。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。予算総額及び前年度当初予算に対する各款の示す割合表ですが、今年度の予算は平成25年より4,253万4,000円少ない8億1,780万1,000円です。歳出で前年度と比較しまして増額となりましたのは、7款の共同事業拠出金が318万1,000円、8款 保健事業費が857万6,000円増となっております。減額となったのは1款の総務費が686万7,000円、2款 保険給付費が1,293万4,000円、11款 予備費が2,454万6,000円ほど減額となっております。

歳入では、国庫支出金、6款の道支出金以外は前年度並みか減額の見込となっております。

では、歳出より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、25ページをお開きいただきたいと思います。これらに関連する予算の説明資料は、15ページから21ページとなっております。ご参照のほどよろしく申し上げます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、これは844万2,000円ということで、前年度が1,158万5,000円ということで、693万6,000円の減となっております。これは、人件費1名分が減額となったためでございます。19節 旅費及び10節の交際費については、前年度と同額でございます。

26ページをお開きください。11節 需用費 44万2,000円、これはパンフレットの作成ということで前年度と同額です。12節 郵便料についても同額でございます。13節 委託料 493万円、主なものはレセプトの点検委託料が101万1,000円、国保の情報データベースシステム委託料が102万6,000円です。これは、国保中央会にこれまで蓄積されてきた特定健診のデータや各種の疾病データ統計データを各保険者の端末で取り出し活用できるシステムとして、今回予算を新たに組ませていただきました。前期高齢者受給者制度システム改修委託料 174万5,000円、70歳から74歳の高齢受給者について、平成26年4月2日以降、該当者から本来の2割負担となり高齢受給者の中に、1割と2割の負担が混在することからシステム改修をすることとなっております。

続きまして、27ページをお願いします。2目 連合会負担金、19節 負担金補助及び交付金 78万1,000円、これは連合会の負担金となっております。

28ページをお開きください。1款 総務費、2項 徴税費、1目 賦課徴税費、9節 旅費 6万6,000円、11節 需用費 16万1,000円、12節 役務費 48万円、13節 委託料は前年度とほぼ同額となっております。

29ページをお開きください。2目 納税奨励費、11節 需用費これは13万6,000円、納税奨励パンフレット等の消耗品費でございます。

続きまして、30ページです。1款 総務費、3項 運営協議会費、1目 運営協議会費、報酬 2万7,000円、9節 旅費 3万3,000円、11節 需用費 1万6,000円は前年度と同額でございます。

31ページをお開きください。1款 総務費、4項 趣旨普及費、1目 趣旨普及費、12節 役務費 10万2,000円、これはハガキの通知代となっております。

32ページをお願いします。2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費、19節 負担金補助及び交付金 4億3,526万円、前年度より1,381万円ほど少なくなっております。2目 被保険者等療養給付費、19節 負担金補助及び交付金 2,688万円、前年度比では87万円の減です。3目 一般被保険者療養費、19節 負担金補助及び交付金 581万円、前年度より31万円少なくなっております。4目 退職被保険者等療養費、19節 負担金補助及び交付金 25万円、前年比 7万円増となっております。これは、いずれも平成23年、24年の実績及び平成25年度の見込みにより、負担金については算出をしております。

続きまして、33ページです。5目 審査支払手数料、12節 役務費 120万7,000円、25年度見込みより算出をしております。2目 退職被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金 350万円、前年度比 28万円の減です。これも、平成23年、24年の実績及び平成25年度の見込みにより算出をしております。3目 一般被保険者高額介護合算療養費、19節 負担金補助及び交付金 45万5,000円、前年度と同額で計上しております。4目 退職被保険者等高額介護合算療養費、19節 負担金補助及び交付金 9万1,000円、前年度と同額でございます。

35ページをお願いいたします。2款 保険給付費、3項 出産育児諸費、1目 出産育児一時金、19節 負担金補助及び交付金 210万円、前年度と同額でございます。

36ページをお願いいたします。2款 保険給付費、4項 葬祭諸費、1目 葬祭費、19節 負担金補助及び交付金 45万円、前年度と同額3万円の15件の計上しております。

37ページをお開きください。2款 保険給付費、5項 移送料、1目 一般被保険者移送料、19節 負担金補助及び交付金、前年度と同額でございます。2目 退職被保険者等移送費、19節 負担金補助及び交付金、前年度と同額の10万円です。

38ページをお願いします。3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、1目 後期高齢者支援金等、19節 負担金補助及び交付金 7,749万9,000円、前年度と比較しまして453万2,000円少なくなっております。2目 後期高齢者関係事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金として7,000円を計上しております。

39ページをお願いします。4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等、1目 前期高齢者納付金、19節 負担金補助及び交付金 4万8,000円です。2目 前期高齢者関係事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、前年度と同額の7,000円です。

40ページをお願いします。5款 老人保健拠出金、1項 老人保健拠出金、1目 老人保健

事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、前年度と同額でございます。

41ページです。6款 介護納付金、1項 介護納付金、1目 介護納付金、19節 負担金補助及び交付金 3,769万3,000円、45万1,000円の増となっております。

続きまして、42ページです。7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費拠出金、19節 負担金補助及び交付金 1,956万1,000円、前年比としては162万3,000円の増となっております。これは、国保連合会で算出した数字を元に予算計上してございます。2目 保険財政共同安定化事業拠出金、19節 負担金補助及び交付金 7,118万1,000円、前年度対比では155万8,000円増となっております。これも、同じく国保連合会の算出した数字を元に予算計上してございます。3目 その他拠出金、19節 負担金補助及び交付金は1,000円です。4目 高額医療費共同事業事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金 1,000円、5目 保険財政共同安定化事業事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金も1,000円です。

続きまして、43ページをお願いします。その他の共同事業事務費拠出金、19節 負担金補助及び交付金 1,000円です。

44ページをお願いします。8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費、8節 報償費 3万円、9節 旅費 7万1,000千円、11節 需用費 24万6,000円、12節 役務費 21万5,000円、13節 委託料 364万8,000円、16節 原材料費 3万円は前年度とほぼ同額でございます。

46ページをお願いします。8款 保健事業費、2項 保健事業費、1目 疾病予防費、8節 報償費 19万円。これは、健康家庭の表彰記念品が9万円、健康づくり高齢者スポーツ大会とパークゴルフ大会が5万円で19万円です。9節 旅費 12万1,000円、11節 需用費は44万8,000円、インフルエンザワクチン200本の購入で、32万4,000円です。12節 役務費 24万円、これは医療費の通知郵便料です。13節 委託料 88万円、簡易脳健診委託料 100人、これは前年度と同様でございます。19節 負担金補助及び交付金 12万4,000円、23度より実施しております、節目健診を実施いたします。ことしも40名を予定しております。

続いて、47ページです。8款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、2節 給料、これは3名分です。3節 職員手当、共済費も3名分で計上してございます。11節 需用費 8万円、13節 委託料 49万3,000円、14節 使用料及び賃借料 184万1,000円、これは前年度とほぼ同額でございます。

48ページをお願いします。2目 施設管理費、健康管理センターの運営費です。7節 賃金 39万6,000円、これは館内の清掃員賃金です。11節 需用費 339万6,000円、これは主なものはA重油 129万2,000円、それから電気料が86万円となっております。12節 役務費 36万9,000円、13節 委託料 119万4,000円、主なものはボイラー自動制御装置保守点検委託料が26万6,000円、真空ヒーター保守点検委託料が17万1,000円、ジュータン清掃委託料 24万2,000円、駐車の場合除雪委託料が37万3,000円となっております。

49ページをお開きください。9款 公債費、1項 一般公債費、1目 利子、23節 償還金利子及び割引料 10万円となっております。

51ページをお願いします。10款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金、23節 償還金利子及び割引料 80万円。2目 退職被保険者等保険税還付金、23節 償還金利子及び割引料 10万円、3目 償還金、23節 償還金利子及び

割引料、国庫負担金及び補助金返還金等で200万1,000円。ここで200万円の増額となっているのは、平成25年度まで高額医療共同事業交付金が交付される際に、調整額が交付額を上回った場合、国保連合会に還付金が発生し、歳入科目から還付を行っていましたが、今年度より還付の際に歳出科目より還付するため、新しく予算措置をしたものでございます。4目 一般被保険者還付加算金、23節 償還金利子及び割引料 1,000円、5目 退職被保険者等還付加算金、23節 償還金利子及び割引料 1,000円です。

次に、52ページをお願いします。10款 諸支出金、2項 延滞金、1目 延滞金、23節 償還金利子及び割引料、拠出未払延滞金として3万円です。

53ページをお願いします。10款 諸支出金、3項 繰出金、1目 直診診療施設繰出金、28節 繰出金 393万8,000円、国民健康保険病院会計繰出金で国保病院に平成26年度に導入する大腸ファイバースコープ、鼻咽頭ファイバースコープ、血液脈波検査装置等に対する国費、道費の補助金を国保会計で受け繰り出しを行うものです。

54ページをお願いします。11款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、節で予備費で73万6,000円の計上で前年度比より2,456万6,000円少なくなっております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入のご説明に入らせていただきます。7ページをお願いします。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度分として8,300万7,000円、前年度比は598万5,000円少なくなっております。2節 介護納付金分現年度課税分が1,315万4,000円、前年度比で170万円少なくなっております。

次に、8ページです。3節 後期高齢者支援金分現年度課税分 2,886万1,000円、前年度比では172万9,000円少なくなっております。4節 医療給付費分滞納繰越分 630万1,000円、5節 介護納付金分滞納繰越分 94万5,000円、6節 後期高齢者支援金分滞納繰越分 158万1,000円です。現年度課税分については、収納率93%で積算しております。滞納繰越金については、25年11月末現在、滞納繰越調定額の10%で積算をしております。

次に、9ページをお願いします。2目 退職被保険者等国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度課税分 608万1,000円、前年度比で126万7,000円増となっております。2節 介護納付金分現年度課税分 192万1,000円、前年度比 43万9,000円増となっております。

10ページをお開きください。3節 後期高齢者支援金分現年度課税分 219万6,000円、前年度比では55万4,000円増となっております。4節 医療給付費分滞納繰越分 17万1,000円、5節 介護納付金分滞納繰越分 5万円、6節 後期高齢者支援金分滞納繰越分 5万9,000円となっております。現年度課税分については、収納率98%の積算、滞納繰越分については、25年度11月末現在の滞納繰越調定額の医療費につきましては10%、介護・後期支援につきましては25%で積算をしております。

続きまして、11ページをお願いします。2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料、1節 保険税督促手数料 10万円、前年度と同額でございます。

12ページをお願いします。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分 1億3,218万5,000円、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納金等の支出に対して、32%相当額を定率負担するものです。2節 過年度分1,

000円で前年度と同額です。2目 高額医療費共同事業負担金、1節 高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業の支援策として拠出金の4分の1を国の負担として489万円でございます。3目 特定健康診査等負担金、1節 特定健康診査等負担金、特定健康診査・特定保健指導に係る基準費用の3分の1を国の負担金として、112万6,000円計上してございます。

13ページをお願いします。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金 4,921万9,000円、前年度と比較しては2,517万1,000円増となっております。普通調整交付金は3,485万円、前年度より2,707万7,000円増となっております。特別調整交付金 1,436万9,000円、前年度比較で196万9,000円の増、療養担当手当40万円、前年と同額です。健康管理センターは1,200万円、直診診療施設整備分は196万9,000円、繰り出し額の2分の1を想定してございます。

14ページをお願いします。4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、1目 療養給付費交付金、1節 現年度分、退職被保険者等療養給付費交付金 2,598万4,000円、前年度比では148万円の増となっております。退職被保険者の医療給付費に要する費用から保険税を控除して積算してございます。2節 過年度分は1,000円の計上です。

15ページをお願いします。5款 前期高齢者交付金、1項 前期高齢者交付金、1目 前期高齢者交付金、1節 現年度分 1億8,380万2,000円、前年度比較で4,110万円減となっております。65歳から74歳の前期高齢者に係る保険者負担分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

16ページをお願いします。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 高額医療費共同事業負担金、1節 高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業の支援策として拠出金の4分の1を道の負担として489万円、前年度の比較では40万6,000円の増額となっております。2目 特定健康診査等負担金、1節 特定健康診査等負担金、特定健康診査・特定保健指導に係る費用の3分の1を道の負担金として、112万6,000円計上してございます。

17ページをお願いします。6款 道支出金、1項 道補助金、1目 道調整交付金、1節 道調整交付金 4,022万円、前年度比では41万7,000円増となっております。道普通調整交付金 3,717万6,000円、前年度比では228万6,000円の増。道特別調整交付金 304万4,000円、前年度比では186万9,000円の減。道特調の内容はインフルエンザが15万7,000円、収納率向上10万円、医療費通知が21万8,000円、医療費適正化が60万円、直営診療施設整備分が196万9,000円となっております。

18ページをお願いします。7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金、1節 高額医療費共同事業交付金、高額療養に係る費用としまして、1,181万6,000円、前年度と比較しましては970万8,000円の減額です。2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 保険財政共同安定化事業交付金として7,120万5,000円、前年度と比較して151万9,000円増となっております。

続きまして、19ページです。8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金 3,076万7,000円、前年度と比較しまして49万9,000円少なくなっております。軽減分が、2,105万1,000円、内訳は道が4分の3、町が4分の1となっております。支援分としては571万6,000円で、国が2分の1、道が4分の2、町が4分の1の負担となっております。2目 一般会計繰入金、1節 一般会計繰入金 5,123万4,00



0円、前年度比較しまして269万3,000円少なくなっております。職員人件費、健康管理センター運営費等のほか、交付税で算定される財政安定化支援金等を一般会計から繰り入れるものでございます。

20ページをお願いします。9款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、前年度繰越金として6,384万7,000円、前年度比較して1,766万6,000円少なくなっております。

続きまして、21ページです。10款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 一般被保険者延滞金、1節 延滞金 2万円。2目 退職被保険者等延滞金、1節 延滞金 1万円、3目 一般被保険者加算金、1節 加算金 1,000円、4目 退職被保険者等加算金、1節 加算金 1,000円、5目 過料、1節 過料 1,000円。

22ページをお開きください。10款 諸収入、2項 預金利子、1目 預金利子、1節 預金利子として、2,000円の計上となっております。

23ページをお願いします。10款 諸収入、3項 雑入、1目 一般被保険者第三者納付金、1節 第三者納付金 100万円、2目 退職被保険者等第三者納付金、1節 第三者納付金 1万円、3目 一般被保険者返納金、1節 返納金 1,000円、4目 退職被保険者等返納金、1節 返納金で1,000円、5目 雑入、1節 雑入 1万5,000円の計上です。

以上で、歳出歳入の説明を終わらせていただきます。

**佐藤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

竹田委員。

**竹田委員** 課長から縷々詳細にわたって説明をいただきました。できれば、せっかく立派なこの予算説明資料、例えば歳入歳出、繰り入れ金とはなんぞやではないけれども、これこれの部分でこうして繰り入れされるという金額については、予算書であれするよりはせっかく資料添付しているものですから、資料の説明をするのかなと思っていたのですが、そうではなかったということですから今後、この資料をやはり生かすようにしていただきたいというふうに思います。

町長の執行方針の中で、国民健康保険事業については、社会保障改革プログラムの法案によって今後、都道府県に移行するというそういうあれが出ました。ただ、今年度の予算絡みの中では、これに向けた例えば準備というかに対するものというのは、先ほどちょっと説明聞いた中でも聞き逃したのですけれども、どこかに計上していたのかどうなのか。

このあと具体的なものが出てくるのかという部分について、1点だけ確認したいと思います。

それと、もう1点。先般、道新の記事で2月27日の新聞の記事で、それぞれ町村によって保険料が30万円もの開き、差があるということで、北海道の高い町村10町、そして低い町村が10町の一覧が記事になっていましたけれども、木古内町は例えば、町民から聞かれたのですけれども、木古内というのはこれに書いていないのですけれども、低いものなのか高いものなのか、ここに入っていない間にあるのかということをやちょっと問われて、保険料というのは頭になかったものですから、きょうの予算委員会でちょっと思い出したものですから、もしわかる範囲内で細かいことはいりませんから、どうだという部分がわかればお知らせください。

**佐藤委員長** 田中主幹。

**田中主幹** まず、前段の国保制度の改正の問題ですけれども、昭和33年に国保制度がはじまって55年ぶりの大改正ということで、平成29年度から保険者が町村から都道府県に移ることがプログラム法案の中で決定しております。

これの具体的な予算組というのは、平成26年度の通常国会に国保税の改正法案が出されます。これの中間報告がことしの7月を目処に出される予定で、そこまでははっきりしたものは見えてこないのだろうというふうに思っております。平成27年度から28年度にかけて、いま決まっているのは、いまの共同安定化事業がもっときめ細かく行われるという部分と、あと軽減の部分がもう少し拡充されて行われるだろうということまではいまのところ決まっておりますので、それ以外のことについては法案待ちという形になろうかと思えます。

それから、北海道にはいま広域連合を組んでいるところもありますので、157の国保の保険者があります。その中で、木古内町はいま1人あたり調定額が89番目ということで、中間よりは若干安い部分になっていおりますし、今回の先ほど可決いただいたご承認をいただいた部分でも、限度額を上げる部分によりは資産割を9%下げるほうが減税効果のほうが大きくなっておりますので、町民のかたに過重な負担をかけるというようなことは当面しなくても何とかやっていけるものだろうというふうに思っております。以上です。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、町民税務課の関係はこれで終わります。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時19分

**再開** 午後3時31分

## (5) 農業委員会事務局

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

木村事務局長。

**木村農業委員会事務局長** 農業委員会事務局長を拝命しております木村です。

私のほうから事務局に関連する予算について、説明させていただきます。

まず、歳出です。126ページ、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費、1節 報酬、9節 旅費。同じく126ページ、2目 事務局費、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、13節 委託料、19節 負担金補助及び交付金、ほぼ昨年と同様です。

この中で変更があるのは、事務局費の中の委託料と使用料及び賃借料の中で、デジタルオルソ画像分につきまして減となっております。

歳出につきまして、以上です。

**佐藤委員長** 歳入もお願いします。

木村事務局長。

**木村農業委員会事務局長** 続きまして、歳入について説明いたします。

42ページです。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料です。実績を基に算出しております。

52ページの14款 道支出金、2項 道補助金、2目 農林水産業費補助金、1節 農業委員会費補助金です。ほぼ前年同様で、農業委員会等に関する法律に基づいて国から都道府県へ、都道府県から市町村へ交付されるものです。

55ページ、14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、1節 農業費委託金中、農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金及び農地法権利移動の許可に係る権限委譲交付金、ほぼ例年同様です。

71ページ、19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入中、農地保有合理化促進事業等業務委託金及び農業者年金業務委託手数料が所管です。ほぼ例年同様です。

以上です。

**佐藤委員長** 農業委員会の歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

## （6）産業経済課

**佐藤委員長** それでは、次に進みます。

木村課長。

**木村産業経済課長** 続きまして、産業経済課農林グループ所管の予算について説明いたします。

農業につきまして、皆様、マスコミ報道なのでご承知のとおり、いま大きな制度改革があります。それについて、詳細が明らかになりつつありますが、この当初予算の中にはなかなか盛り込むことができないものもございました。今後、それを確認する中で、詳細判明次第、行政としてどのように対応していくかを方針として決めて、補正なりで対応することもあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。

農業総務費、農業振興費、畜産業費の3目でございます。また、今年度の総務・経済常任委員会などで説明をしておりますとおり、基盤整備事業について今後対応していくこととしております。これも、お示しできるまでの資料にはなっておりませんので、今後、ある程度のものでできましたら提示していきたいと思っておりますので、こちらもよろしくお願いたします。

それでは、127ページの農業総務費のほうからお願いします。19節 負担金補助及び交付金。この中でJA女性部ふれあいフェスティバル事業補助金2万3,000円につきまして、昨年までは生活改善グループ活動補助金という名称で支出しておりました。この間、JA及びJA女性部と協議をした上で、生活改善グループの事業がJA女性部にほぼ収斂されているということで、このふれあいフェスティバルに特化した補助金というふうにしております。これは、毎年1月に開催される事業でございます。木古内町農業再生協議会補助金 200万円です。これは、経営所得安定対策の事務を行う際の推進事務費で、全額国が補助して、北海道から町を経由して再生協議会へ補助するものです。続きまして、23節 償還金利子及び割引料です。農業基盤整備事業償還金 501万7,000円ということで、これは、資料の2、33ページ、主要な事業等の予算説明資料にも記載されております。過去、

基盤整備をした債務負担分について、平成11年から平成26年までの償還となっており、償還総額は3億9,700万円で今年度が最終年となっております。

続きまして、予算書128ページ、4目 農業振興費です。11節 需用費はほぼ例年同様です。19節 負担金補助及び交付金の担い手就農研修補助金 13万2,000円です。これは、先ほどの資料34ページにも掲載されております。新規事業で、研修者は中野で農業を営んでいる多田幸広さんの長男、利也さん20歳となります。高校卒業後、後継者として農業に従事しております。研修先は、熊本県のあか牛農家で、水稻の稲刈り後の10月中旬から1か月間の研修を予定しております。この研修を実施することにより、先進地での飼養管理技術の習得、経営感覚や農業者資質の向上など地域の発展に寄与することを期待するものです。事業費は、総額で32万8,000円を予定しており、昨年海外研修へ補助金を支出した際、「木古内町人材育成事業実施要綱」に準じて支給しておりますので、これに基づいて、事業費の半分をJAが負担、残りの個人負担相当分の8割を町が負担するという事で、13万2,000円の予算計上となっております。

続きまして、5目の畜産業費、予算書128から129ページにかけてです。それぞれ、事業計上をしております。資料では35ページの主要な事業等の予算説明資料に記載しております。

農政の支出は以上です。

**佐藤委員長** 歳入も説明してください。

木村課長。

**木村産業経済課長** それでは、農政の歳入を説明いたします。

予算書46ページです。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 農林水産業費補助金、1節 農業費補助金です。これは、歳出の経営安定対策基盤整備緊急支援事業利子補給補助金の対応です。

予算書52ページ、14款 道支出金、2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、2節 農業費補助金です。これも、歳出で説明をいたしました、農業経営基盤強化支援資金の利子と畜産経営維持緊急支援資金の利子。そして、経営所得安定対策直接支払推進事務補助金を計上しております。

以上です。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

竹田委員。

**竹田委員** ただいま、課長から説明がありました。農業基盤整備の部分、今年度で償還期が終わるということで、これから国の改革というか、その方向性によって新たな事業の取り組みをするということでしたけれども、ただ去年の事務調査か何かの時に、今後この基盤整備に代わる。例えば、用排水等の老朽化に伴うこれから基盤整備、施設の整備が出てくるという話があったのですけれども、それは例えば、国の改革というか、そういうものがなくても木古内町独自のものなのかなというふう思います。ただ、基盤整備は今年度で終わるのですけれども、来年度以降もこういう考えを持っているという部分は、まだ詳細には詰めていないのかどうなのかという部分についてお答え願います。

それから、農業振興費で担い手の関係です。新規就農の関係も含めて、去年は結構な金額予算も計上していたのですけれども、今年度はそういう部分もない。ただ、いろいろ話

を聞きますと、新規就農だけではなく既存の例えば農家さんでも。ただ転作田、条件は付きますけれども、そうでない部分の例えば規模を拡大したいと言う農家さんにハウスの支援ができないのかというそういう声も耳にするのです。ですから、今年度の予算は予算でこれでいいのですけれども、今後の農業振興にあたってはそういう視点からもなかなか新規就農というのは、これからだんだん少ないと思いますし、既存の農家さんの規模拡大、それに向けた支援策を検討していただきたいというようなことで、これは特に答弁はおりません。前段の部分だけお願いします。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 農業基盤整備に係る町の方針・方向性ということだと思います。これにつきましては、以前の委員会でももしかしたら若干説明しているかもしれませんが。それと、振興計画の実施計画の説明の際に、町の方向性ということで説明させていただきました。

まず、国の基盤整備事業につきましては、これは相当大がかりなもので一定の要件があります。これに則って、どこまでエリアを広げて整備していくかということでもあります。これについては、現行の基盤整備が終了してから新しいものでも10年以上、古いものについては20数年間経っているということで、これらの状況を見ながら国の基盤整備事業に乗っていきたいというふうに思っています。現在、北海道の担当部局と協議を進めておりますが、平成27年度に計画で、平成28年度から事業実施という方向で詰めております。

また、軽微な維持補修については、これもまたいろいろな制度がありますので、そちらで活用できないかどうかということも含めて対応していきたいと思っております。

とりわけ、今回の農業制度改革の中で、日本型直接支払制度というのができております。これについては、地域で基盤整備を維持補修あるいは守っていくことに対して一定のお金を交付するので、それを地域の中で、地域の間でお金を回して交付していただくという制度です。それによって、農業基盤をきちんと守っていただくという制度ですので、それらも含めて検討している最中ですし、今後詰めていきたいというふうに思っております。以上です。

**佐藤委員長** 東主査。

**東主査** 先ほどありました、既存の農家さんの規模を拡大ということで1点だけ。規模を拡大し新規就農ということで、施設園芸栽培拡大事業助成金という制度がありまして、これは新規就農者だけではなくて、規模拡大する農家さんにも対応しております。新規就農者のかたに対しては20%なのですけれども、規模拡大のかたについては事業費の10%ということで、町独自で助成金制度を作っておりますので、既存の農家さんへの既存の制度というものは平成23年から実施しているということです。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 農家さんでもたぶん、いまの既存の規模拡大の事業があると理解している人とわからない人がいるのかなと思いますので、そういう農家さんからの声を聞いたものですか。いまそういう言い方をしたのですけれども。だとすれば、どこかでこの辺のもう一度周知というかそれについて、検討をしてください。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

木村課長。

**木村産業経済課長** 続きまして、林政の関係について説明させていただきます。

林政については、林業総務費、林業振興費、町有林管理費の3目です。

町有林管理につきましては、今年度の委員会でお示しいたしました森林経営計画に基づいて事業を実施予定でございます。

まず、130ページです。6款 農林水産業費、2項 林業費、1目 林業総務費、8節 報償費。これについては、熊・キツネ・タヌキ・シカ捕獲奨励報償費 34万円ですが、この積算を変更しております。昨年の委員会でも出されておりました。シカの捕獲費について、昨年度まで平成25年度まで3,000円でしたが、今年度より1万円へ増額しております。これは、近隣の町村と比較、そしてまた、この地域の猟友会が木古内、知内で木古内支部を形成しており、知内町が1万円としていることを踏まえて変更したものです。続きまして、19節 負担金補助及び交付金です。これについては、若干増えておりますが、治山林道協会の積算による増額というふうになっております。

続いて、予算書131ページ、2目 林業振興費です。11節 需用費、13節 委託料、14節 使用料及び賃借料、ほぼ例年通りです。15節 工事請負費 1,680万円は、資料36ページの主要な事業等の予算説明資料及び位置図が40ページ、41ページに掲載しております。平成25年度調査設計委託を行いました、佐女川第2支線の開設工事です。延長は800m、発注時期は5月を予定しております。資料41ページの詳細図の赤線が、平成23年度で実施した佐女川支線で、今回の事業は、赤の点線で示した路線になります。利用区域の面積は約29ha、うち町有林は14haです。16節 原材料費は、例年通りです。19節 負担金補助及び交付金は例年通りの事業で、とりわけ未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、民有林の植栽に対する補助事業で、北海道と町がそれぞれ按分して負担するもので、事業者よりの聞き取りにより予算計上しております。続きまして、駅前通商店街景観統一事業補助金は7軒分、140万円を計上させていただきました。今年度までは報償費で予算計上しておりましたが、北海道の特定財源が中途されないということで、負担金及び交付金への移し替えをしております。

3目 町有林管理費、予算書の132ページになります。12節 役務費は、例年通りです。13節 委託料 1,607万3,000円です。これは、資料の37ページに主要な事業等の予算説明として記載しております。また、39ページの事業位置図もご参照いただきたいと思います。森林環境保全整備事業として、間伐事業 1,796万5,000、これは佐女川地区の面積39.93haを予定しております。事業費と利用間伐収入、そしてまた補助金の収支によると、760万円ほどのプラスになります。それと、下刈り、林道等草刈り業務委託は、今年度同様です。この草刈につきましては、資料の44ページに委託する路線の図面を添付しております。皆伐事業 1,217万7,000円です。これは、一つ目が町有林のカラマツ皆伐事業で673万5,000円を予定しております。これは、主要な事業等の予算説明資料38ページに記載されております。カラマツの皆伐事業 673万5,000円は、佐女川地区の5.4haで、手数料を差し引いた実売払収入 864万5,000円を見込んでおります。二つ目として薬師山の皆伐事業で、544万4,000円です。これについては、今年度事業を行った後、次年度以降、芝桜の植栽面

積を増加して、春の観光ポイントの一つとして位置づけるため、行うものです。面積は0.7ha、資料42ページに図面を添付しております。この図面の赤く囲っている箇所を皆伐する予定です。販売収入については、手数料を差し引いて246万8,000円の実売払収入を見込んでおります。17節 公有財産購入費 85万1,000円です。22節 補償補填及び賠償金は、いま説明いたしました芝桜関係です。公有財産につきましては、面積は5,003㎡、平米単価170円での購入を想定しております。42ページの事業図で、中央にある字木古内138・139番地と488番地を購入予定です。これに伴う立木補償が補償補填を及び賠償金で、所有者とは内協議が整い済みです。

歳出については、以上です。

そしてまた、資料番号3で国、北海道事業の主体関係資料というものがあります。5ページに事業内容、そして1ページに位置図をお示ししております。この中で、森林管理道佐女川線第2工区開設工事として延長320mの路盤工、佐女川線開設工事として延長100mの排水施設工及び路盤工、亀川地区保安林改良工事本数調整伐8.68ha、下草刈1.82haなどの3本の事業を行う予定です。

林政歳出は、以上です。

**佐藤委員長** 歳入もお願いします。

木村課長。

**木村産業経済課長** 林政の歳入です。

予算書53ページになります。14款 道支出金、2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、2節 林業費補助金です。歳出の町有林管理費での森林環境保全整備事業についての補助金となっております。また、未来につなぐ森づくり推進事業については、民有林に対する北海道補助分です。林業専用道佐女川第2支線開設工事分として、森林整備加速化・林業再生事業補助金も見込んでおります。

55ページ、14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、2節 林業費委託金です。例年通りとなっております。

59ページ、15款 財産収入、2項 財産売払収入、2目 生産物売払収入、1節 生産物売払収入は、町有林伐材売払収入として2,548万6,000円を計上してございます。先ほどの主要な事業説明資料にも記載しておりますが、それぞれの事業の間伐、皆伐、薬師山皆伐の売払収入を計上しております。

以上です。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

吉田委員。

**吉田委員** 午前中、建設水道課のほうに問い合わせたら、午後からの産業経済課のほうに質問ということで、薬師山の芝桜の件なのです。確かに、芝桜の件には別段反対する訳ではないのですが、面積が拡大するという意味の中で、いま見たら町の所有地の皆伐も含めて面積が広がると。それで一番心配なのは結構傾斜がきついで、その部分で雪崩対策が必要なのかどうなのか、その下にたぶん民有地があった場合、芝桜ですから何もありませんから、もし雪崩が発生したら被害が出る恐れがあるのです。その辺の考え方というのは検討してあったのか。たぶんこれは、建設課と一緒に私はやらないとないと思うのですけれども、その辺の考え方をちょっと原課のほうからお願いします。

**佐藤委員長** 東主査。

**東主査** 薬師山の整備関係です。今回、切る場所については、図面のほうで示させていただいた赤いところで囲っている部分です。雪崩等の関係なのですけれども、そこについては関係機関、また建設課とも協議をし対応可能だということで、今回事業を実施することになりました。

**佐藤委員長** 吉田委員。

**吉田委員** 別段、心配ないということでよろしいですか。

**佐藤委員長** 東主査。

**東主査** はい。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。竹田委員。

**竹田委員** 1点、38ページの資料、この資料でカラマツ、それから薬師山の皆伐の中で、事業費と売り上げで二つの事業で差し引き100万円余り△というこの数字を見る限りではそうなっているのですが、ここのカラマツの単価が124万7,000円云々。そして杉が804万、こんなに単価の違いがあるのかどうなのかという部分が1点。

それと、131ページの工事請負費で、佐女川第2線の開設、林道の関係ですけれども、この40ページの図面を見て現道の佐女川林道がありますけれども、そことの接点というのはつながが取れるのか、全くここだけの支線という部分だけの林道なのかという部分もちょっと。この図面を見ただけではわからないものですから、ちょっとその辺お願いします。

**佐藤委員長** 東主査。

**東主査** 2点について、お答えさせていただきます。

まずは、町有林の皆伐と薬師山の皆伐というところでの単価の違いについてです。町有林の皆伐事業につきましては、通常 of 山林での行う事業ですので、通常いままで行ってきた皆伐事業の積算に基づいて設計をした単価です。通常、ヘクタール当たり120万円から130万円という単価の中でなるのがいままでの通常 of 単価設定です。

一番の問題は、薬師山の皆伐事業 of、これでいくとヘクタール当たり800万円という高額な数字にはなっているのですけれども、この内容といたしましては、伐採にかかるまず現場です。まず、墓が近いですとか、本来、大型重機等が入って事業を行うのですけれども、そういう重機も入ってなかなか入りづらい。または、現場が墓との間の通路を通ることですから、鉄板等も敷かなければならない。または、現場で皆伐した際の通常 of 皆伐であれば、枝等もその場で整理して置いてくるのですけれども、今回の事業については産廃ということで産廃処理もします。

また、伐根につきましては、通常15cmから20cm残すところを1回切ったあとに、改めて芝桜を植えるようにそこからまた10cmから15cm切り込むというような作業も行いますので、総体的に見ると事業費が膨大な金額になるというような内容で、ヘクタールという単価で見ればかなりな違いになっているという内容になっております。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 竹田委員の後段の質問です。41ページに詳細 of 図面が添付しております。赤図面が現行 of 林道路線で、そこから赤点線が佐女川第2支線ということになりますので、現行林道からの入りというふうになります。以上です。

**佐藤委員長** 竹田委員。



**竹田委員** 41ページの資料を見てわかったのですけれども、これは23年にやった林道というか作業道からの接点なのですね。40ページの図面を見ると、佐女川の路線からはちょっとかけ離れるのかなという気もちょっとするものですから、その辺はどうしてそこにたどり着くにはどうするのかなというふうなことで思ったものですから。わかりました、了解しました。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。福嶋副委員長。

**福嶋副委員長** 芝桜の場所、42ページの位置が現在の芝桜があるところは、左側の449番地なのか。先ほど説明で、赤線が今後やる場所だということに説明を受けたと思うのだけれども、その中で、私の考えでは現在の芝桜の隣に移すと。そうすると、薬師山の陰はいざさわと昔から、あその場所を我々は薬師山の陰はいざさわだと。そこで、正面にない場所がならないように陰に、中学校のいまの校長住宅のところから入って行って、山本さん宅から入って行って薬師山の側面になるのです。その場所は、この場所でいいのかどうか。私は、この位置が三角のやつに赤線が入っていないですよ。三角になっている。こうしたらかぎ裂きになって真っ直ぐにならない。この分、抜けるのではないですか。そうすると、どういう意味があつていまのやつを広げると。そうすると、薬師山の陰に側面になって、真っ直ぐに正面にならないはずですよ。見えないです。線路から見えないです、脇に行かなければ。そういうことをやって意味があるのかと私は思います。

もう一つは、これは私が産業課にいた時にあそこを1回目やった時に、昭和60年頃にやったのです。あの時のやった時に、薬師山のところを買って測量をして、現道だとあそこ以上にできないと、下にやると急でもう滑ると、だからやらないのだと。笹がかなり伸びて1回やり直したのです。その時も雨降りだったのです。8,000株を牛で背負ったのですよ、あの山をやる時に。だから、私はもう少しで新幹線が来て、「木古内の薬師山が綺麗だな、良い場所にあるな」とお客さんに見えるようにしたいのだけれども、場所的に見えないところにやっても意味がないと私はそう思うのだけれども。この図面、私の言っていることは間違いかどうか、ちょっと確認したいと思います。

**佐藤委員長** 東主査。

**東主査** まず、位置ということで、ちょっと図面的にちょっとわかりづらい図面だったと思います。実は、次のページに拡大した図面があります。ここに印を付けなくて申し訳なかったのですけれども、中央、ど真ん中にちょっと白くなったところがあると思うのですけれども、ここがいま現時点で芝桜の植えている場所だというふうに理解してください。ちょうど、資料を見て左手に墓、墓地があると。海については、先ほど福嶋委員が言ったとおり、旧中学校側というよう形になります。

それで、今回やる場所とやらない場所、先ほど言いました地番で言う447番地、ここは町有林です。ここを総体的にやるとした場合、搬出路が実際、山本さんといま個人名が出ましたけれども、そちらのほうを通らなければならないのですけれども、実際搬出路を確保に相当民地を借りたりですとか、ほかの所有者さんの迷惑もかかったりですとかもあります。先ほど吉田委員さんからも質問があつた雪の問題ですとか水の問題ですとかもありますので、ここについては現在、急遽やらなければならない場所かという検討をした際に、「取りあえずは今回、赤く囲んだ場所をやりましょう」と。

また、墓の上に900㎡と書いてある場所があります。ここについては、現在、墓地に枝

等がかかって、ある意味墓地にちょっと影響が出ている町有林の場所になります。ここについても、今回やる中で、「ある程度、墓地に影響にない範囲でやりましょう」というような中で、建設課または町民税務課、または関係機関等も含めて協議した結果、「今回この面積で場所をやりましょう」と。実際、その傾斜等についても、私どもも補償を出す部分で原木の調査を行いました。実際、確かに傾斜もきつかったです。そこについても、関係機関ともお話をさせていただきました。そこで、ある程度、陽当たりまたはそういうのも含めて、あとは伐根の伐採も含めて検討した結果、ある程度可能だという判断の中で、今回事業を展開するという流れで、今回予算を計上させていただいたという内容ですので、よろしくお願いします。

**佐藤委員長** 福嶋副委員長。

**福嶋副委員長** もう一つ、確認。去年、私は木村課長にお願いをして、最近町に寄付採納してくれた所有者がいますね。その場所とは違うのですね。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** そことは違います。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時11分

**再開** 午後4時11分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、引き続き水産の関係の予算説明をお願いいたします。

木村課長。

**木村産業経済課長** 産業経済課水産商工グループ所管の予算について、説明いたします。

予算書125ページ、歳出の労働費です。5款 労働費、1項 労働諸費、1目 労働諸費です。これにつきましては、19節 負担金補助及び交付金は例年通りの計上となっております。

平成25年度におきましては、緊急雇用創出推進事業などを行っておりますが、平成26年度当初は予算計上ができませんでした。現在、渡島総合振興局担当課と緊急雇用事業の活用について、協議・検討を行っている最中ですので、活用する場合、補正計上というふうになります。

労働費につきましては、以上です。

**佐藤委員長** 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、次に進んでください。

木村課長。

**木村産業経済課長** 続きまして、水産業費です。

歳出、134ページになります。6款 農林水産業費、3項 水産業費、1目 水産総務費で

す。9節の旅費、11節 需用費は、例年通りです。19節 負担金補助金及び交付金、これも例年通りです。

続きまして、135ページ、2目 水産振興費です。これは、資料番号2の主要な事業等の予算説明資料45ページにも掲載しております。平成25年度でいままで、漁協などへ支援してまいりました財務支援の補助金及び利子補給金が終了しております。9節 旅費、11節 需用費は、例年通りです。13節 委託料、ホタテ・コンブ養殖施設整備事業委託料として1,047万円を計上しております。これは、ホタテ40基、コンブ17基、合計57基を今年度に取り続きいて整備するものです。当初計画は7年間の整備ということで、平成23年度より行っておりまして。その後、事業量などを変更して5年間の整備としましたが、現場状況による若干の工法変更などによる事業費低減で4年間の事業期間として、平成26年度で整備終了するものです。続きまして、19節 負担金補助金で、321万3,000円を計上しております。資料のこちらにも45ページに記載があります。ホタテ養殖漁家安定資金利子補給金 2万6,000円は、平成24年度の高海水温被害にかかる対策事業としての継続事業です。ウニの人工種苗購入事業補助金 250万円は、この間、漁協と協議し、事業量を20万粒から25万粒として、事業費540万円のうち当町負担を税を除いた半額の250万円としております。従来よりも200万円増としております。

続きまして、歳入の55ページです。14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、3節 水産業費委託金、漁港管理業務委託金は例年同様です。

以上です。

**佐藤委員長** 歳入歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

笠井委員。

**笠井委員** 135ページのウニ、50万円を250万円に増えたのだけれども、もうちょっと詳しく説明をしてくれませんか。ということは、ウニもアワビも漁業者がみんな密漁をやっているのですよ。それでこんなにやりますか。だめです、こういうことは。どうして250万円もやらなくてはならないのですか。こういう場所で正規には言えないけれども。

委員長、休憩をお願いします。

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時17分**

**再開 午後4時21分**

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

笠井委員。

**笠井委員** 先の言った言葉を削除してください。

もう1回休憩をお願いします。

**佐藤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時22分**

**再開 午後4時22分**

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

東出委員。

**東出委員** いまの笠井委員の話が本当に事実そうであれば、やはりその辺はこれだけ補助をしてあげて、どうのこうのということになっているのだけれども、事実確認はその辺はどうなっているのですか。そうであればある、ないのであればないであれしないと。このままいってしまうと、何かなにもならないものに何も無いと言うのはおかしいけれども、そういうことになるのであなた達もきちんとその辺は対応をしないと。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 休憩中も含めて、いろいろな実態なり意見をいただきましたので、事業実施にあたっては、再度漁協の事務局なりと協議した上で、実態を把握した上で、予算執行していきたいと思えます。以上です。

**佐藤委員長** 又地委員。

**又地委員** 協議ならだめなのです。町でお金を出してやっているのだから、担当が1人でも2人でもきちんとその場面に立ち会わないとだめです、これは。例えば、ウニにしてもアワビにしても、火力発電所の暖かい水を利用して上磯群漁業協同組合としてやっているわけです。だから、そういう形の中では、やはり250万円出してやると。いろいろ町場で話があるとしたら、どうなのかというのを実際に確かめて。例えば、アワビの45mmを1万個買ってきたと。離す時になったら死んでいたと。死んだアワビを漁師が持って行って食べるのでしょ。う。そうなのです。だから、そんなあれだったら、海に入れてしまって1万個を入れたと。だけれども、海に入ってから死ぬというのと違うのです、これは。だから、その辺はやはり立ち会って、あるいは「議会に常任委員会に見に来なさい」と。250万円も出してやっているのだから、「実際の現場をちょっと見ませんか」くらいの声をかけてください。それが振興です。林業にしても水産にしても農業にしても、それが一次産業に対する振興策ではないですか。頼みます。

**佐藤委員長** 藤谷主幹。

**藤谷主幹** 立会の話ですけれども、いま、アワビについては、放流まで担当が立会しております。

それと、ウニについては途中経過も含め、指導機関である道の水産指導所が立会の上、放流するまでは健苗と水路の確認これをした上で、水路を確認し放流と。ただ、笠井委員が言われたように、死んだというのはかなり放流もやはり高水温の影響を受けて死んだという部分があったようには聞きました。放流するまでは補助事業ですから立会し、水路を確認後、事業の実施をやってはおります。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

木村課長。

**木村産業経済課長** 説明漏れでした。資料番号3の平成26年度 国・北海道事業主体関係資料の4ページに、水産関係の事業が載っております。

事業名として、水産基盤整備事業（漁場、木古内釜谷）魚礁設置工事と水産基盤整備事

業（漁場、渡島釜谷）魚礁設置工事ということで、2箇所行っております。おおよその位置図につきましては、1ページのほうに記載されておりますので、ご参照ください。

以上です。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 続きまして、商工費を説明いたします。

歳出136ページ、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費です。資料の主要な事業等の予算説明資料46の1ページにも記載されております。19節 負担金補助金及び交付金については、木古内商工会の補助金を計上しております。2目 商工振興費です。8節の報償費は、おおよそ例年通りです。

137ページ、14節 使用料及び賃借料、これも例年通りです。19節 負担金補助及び交付金です。この中で、新規の負担が北海道中小企業総合支援センター3万円です。これは、このセンターよりの加入依頼がございました。そして、確認したところ、平成17年度以降、町内の企業で経営診断事業が延べ14社、経営相談事業が延べ56社ある中で、平成24年度からの観光推進事業において、講演会などの講師派遣事業を行っていただいております。平成26年度においても事業活用を想定しております。また、6次産業化サポートセンターというものも北海道の委託で設置しております。また、事案発生の際に事業計画作成支援、フォローアップ、資金にかかる相談などが可能なことなどにより加入を決めたものです。

続きまして、プレミアム商品券補助金 600万円です。これは、資料の主要な事業等の予算説明資料46の2ページに記載されております。1. 目的として、消費増税となる時期にこの商品券を発行して、町外への消費購買力の防止と地元商店街に対する消費者ニーズへの対応、消費喚起を図りつつ、地元消費の拡大と地域経済の活性化に資することを目的としております。事業主体は商工会です。2. 3. はご参照いただきたいと思います。その中での、3) 販売日時は平成26年の4月下旬を想定しております。それと、5. 発行総額ですが、3,600万円のうち600万円を町の補助金としております。販売総額に対するプレミアム率は20%です。

続いて、138 ページ、3目 観光推進費です。これは、町内観光及び北海道新幹線開業PRなどを行う費目として平成25年度より新設しております。また、昨年度まで商工総務費及び商工振興費などで計上していたものについてですが、観光に関するものは一括集約して、観光推進費で計上しております。この中の、4節 共済費、7節 賃金は、観光スタッフにかかるものです。8節 報償費中、観光おみやげ品開発支援事業専門家招聘謝金につきましては、この間、おみやげ品開発支援事業を行ってきておりますが、これにかかる契機、アドバイスなどをもらうための講演会あるいは説明会を開催する際の専門家謝金というふうになっております。9節 旅費については、記載のとおりです。後ほど、内容について説明いたします。失礼しました。この中で、ゆるキャラサミットにかかる旅費が13万9,000円あります。これについては、埼玉県で開催されて、ゆるキャラは全国から450体、北海道からは18体、近隣では福島町のするめ〜というものを参加しております。2日間で延べ45万人の観客を動員する一大イベントのため、新幹線開業PRのため、参加いたします。11節 需用費、12節 役務費は例年通りです。13節 委託料で、北海道新幹線開業に係る長期PR事業委託 90万円計上しております。これは、北海道新幹線開業時にどこを対象にするかという中で、当然新幹線沿線時なのですけれども、その中で、一大都市圏で

ある宮城県の仙台市及び近郊において、7月から8月にかけて1か月間滞在して、キーコを活用して各種イベント出演を行い、北海道新幹線及び木古内をPRするものです。地域おこし協力隊のキーコプロデューサーを派遣して、現地イベントの情報収集、連絡調整、着ぐるみ演者の確保や出演などを事業者に事業委託するものです。これに係る旅費についても、20万円ほど計上しております。14節 使用料及び賃借料については、ほぼ例年通りです。19節 負担金補助金及び交付金は、先ほど説明したゆるキャラサミットの出展負担金などを計上しております。また、木古内町観光協会の補助金につきましては、平成25年度と比較して12万円ほど増となっております。これは、観光ガイドの組織設立、運営費用として14万円を計上しております。観光ガイドの組織については、木古内町の観光の大きな眼目となるものというふうに捉えておまして、観光協会と連携して進めていきたいと思っております。また、平成25年度に行って好評でしたウォーキング事業について5万円、予算計上しております。一方で、体験観光推進協議会に係る事業費の減もありますので、差し引きというふうになります。観光おみやげ品開発支援事業の補助金として、60万円計上しております。これは、平成25年度の状況は先の委員会でも説明しておりますが、確定1件で現在さらにまだ協議中1件ということです。これらを踏まえて予算計上しております。

事業の展開としましては、2月にもものづくりキックオフ講演会というものを渡島総合振興局の主催で木古内町において行っていただきました。これを契機として、事業者にまずおみやげ品の位置付けや新幹線との関連を再度再確認していただいたということで、新年度は各事業者と個別協議を行う中で、掘り起こしをしておみやげ品の開発につなげていきたいと思っております。

歳出は以上です。

**佐藤委員長** 歳入もお願いします。

木村課長。

**木村産業経済課長** 歳入、55ページです。14款 道支出金、3項 道委託金、4目 商工費委託金、1節 商工費委託金は例年同様です。

68ページ、19款 諸収入、3項 貸付金元利収入、1目 商工振興費預託金元利収入、1節 商工振興費預託金元利収入は例年同様です。

71ページ、19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入です。これは、観光スタッフの雇用保険繰替金を計上しております。

以上です。

**佐藤委員長** 歳入・歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

竹田委員。

**竹田委員** 資料の46-2、プレミアム商品券の補助なのですが、これは商業振興という立場の中で、何年かぶりで思い切った政策をしたなというふうに思います。ただ、やはり行うからには、やはりやって良かったという商業者からの声が出るようにしてほしいのと。ただ、この使用期間なのですが、4月の下旬から7月というこの資料を見れば書いているのですが、やはり7月でなくて3か月にしたのはなぜなのかと。資金回収の関係なのかなという気もしますが、せつかく8月に入りますと、お盆だとか咸臨丸のお祭りを含めて、町に賑わいが出るということからすれば、この商品券については飲食店もこの中に入っているわけですから、有効に活用できるのかなというように、期間

延長というものはできないものなのかなというふうに思うところです。まずそれについて答弁願います。

**佐藤委員長** 藤谷主幹。

**藤谷主幹** この案件の時までに、商工会の打ち合わせといいますか、理事会等で協議をされたというふうに聞いております。やはり資金を早く回すという部分の7月までの期間というふうに、はっきりは正直なところ聞いていないのですが、やはり4月からはじまって、お盆の前に1度は整理をつけてお金を回収したいということのようにははっきりとは聞いておりません。あくまでもこれは、事業実施に向けての案をいまうちのほうで町のほうでいただいているもので、もしいまのような部分があったとすれば、なるならないかというのは商工会さんのほうでの決定事項となりますので、取り扱い等をさせてもらいたいと思います。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 了解しましたけれども。ただ、商業者の換金の部分で期間を3か月にしたということであれば、換金が例えば購買、商品券で買い物した時の回収。月ごとに整理するだとか、あとはやはり町の600万円についても先行的に内払いで、例えば負担金を半額交付するだとか、やはりそういうことも含めて、全体の一番やはり効率の良いやり方を。これは行政側だけでは答弁できない相手があるわけですから、そちらのほうに対してもその辺うまく換金だけであれば、やり方によってどうにでもなるのかなという気がするものですから、一つその辺十分含めて検討してください。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 景品表示法の関係で期間というものもあるそうなので、そこも含めて竹田委員からの意見を踏まえて、実施にあたっては相談していきたいと思います。

以上です。

**佐藤委員長** 東出委員。

**東出委員** すみません。この予算以外に補正要因はありますか。

**佐藤委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** まず、商工関係では認識しておりません。

それと、観光関係は先ほど労働費関係で説明した緊急雇用事業において、町内観光の推進を一部事業実施を検討しているということで、これについてはいまのところは労働費を想定しております。以上です。

**佐藤委員長** 東出委員。

**東出委員** じゃないと確認しておいていいのですね。わかりました、ありがとうございました。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、産業経済課の関係はこれで終わりです。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時42分

**再開** 午後4時43分

**佐藤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

時間延長についてお諮りいたします。議事が全て終わるまで、時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 異議ないものと認め、時間延長することに決定しました。

## (2) 議会事務局

**佐藤委員長** 説明を求めます。

山本局長。

**山本議会事務局長** それでは、議会費の予算について、ご説明いたします。

はじめに、予算書の訂正のお詫びですが、先に正誤表で訂正をお願いしましたとおり、76ページの報償費の中で、渡島西部というところの文字が間違っておりましたので、お詫びし訂正をお願いいたします。

それでは、歳出から説明をいたします。75ページをお開きいただきたいと思います。

1款、1項、1目、議会費、本年度予算額 4,562万4,000円で、前年度より292万3,000円の増となっております。1節 報酬、3節 職員手当等につきましては、前年度と同額となっております。4節 共済費は、1,126万7,000円で、前年度より46万円の増となっております。そのうち議員共済組合負担金が18万3,000円の増となっております。当初予算比としては、新たに社会保険料、雇用保険料、合わせて27万7,000円と、7節の賃金 185万9,000円は、非常勤職員等賃金に係る経費でございます。

次に、76ページをお願いします。8節 報償費は19万6,000円で、特に渡島西部四町議連協視察研修費に係る福祉バス運転手の報償費、並びに議会研修会に係る講師謝金15万円を含め、前年度より17万2,000円の増となっております。研修内容につきましては今後、議員の皆さん方と協議をしてみたいと考えております。9節 旅費は、125万8,000円で、前年度より12万円の増となっております。特に並行在来線に係る調査研修として、青森県の三セク鉄道「青い森鉄道」の運営状況についての研修を予定しております。10節 交際費は、前年度と同額となっております。11節 需用費は、67万3,000円で、法規追録代等で5万9,000円の増となっております。13節 委託料は、13万5,000円で、本会議場の音響設備保守委託料となっております。

次に、77ページでございます。14節 使用料及び賃借料は、前年度と同額となっております。18節 備品購入費は、8万3,000円で、委員会室のワイヤレスマイク1本とホームページ用のPDF作成ソフト代となっております。19節 負担金補助及び交付金は、48万7,000円で、前年度より3万5,000円の増となっておりますが、新年度は渡島西部四町議連協の事務局が当町議会事務局となることから、職員会議に係る会議負担金としての3万円の増が主な理由となっております。なお、本会議のインターネット中継につきましては予算の先送りとなっておりますが、できる限り早い時期に実施できるよう今後行政側と詰めてまいりたいと考えております。

次に、歳入ですが71ページをお願いいたします。雑入で下から4番目になりますが、雇



用保険の繰替金ということで、43万8,000円のうち9,000円が議会事務局所管の収入となっております。

以上で、議会費に係る歳入歳出の説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

**佐藤委員長** 議会費に係る歳入歳出の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

平野委員。

**平野委員** 平野です。いま、説明の最後で山本局長のほうからお話があったのですけれども、インターネット中継についての予算でございます。今年度は付いていないということで予算書ができあがってしまったのですけれども、私の認識では平成24年度から予算の請求をしております、行政側と調整の話をしてきたところでございます。

平成25年に至っては、もうインターネット中継を進めるということで話がある程度ついたような行政との調整だったと思うのですけれども、そんな中でちょっと状況が変わったのは光回線が入るということで、その調整はまた改めてしなければならないねと。いま25年度に設置しても26年から光が入るとまた新しい機材にしなければならないという中で、26年度光になった場合には、即はじめられるという認識で私はいました。その中で当然、議会だより等で議会改革というコーナーで、「光回線がはじまり次第、インターネット中継も準備ができ次第はじめますよ」と町民への周知もしました。いま、いざ予算書を見てみるとそれが計上されていなく、局長からの説明ではメリット、デメリットの話を町側と詰め切れなかったという話も聞きましたが、これは局長に質問といいますか行政側から予算を付けられなかった事情というのはこの場で若干説明をしていただきたいのですけれども可能でしょうか。

**佐藤委員長** 山本局長。

**山本議会事務局長** 先般、議員の皆様にも一応経過としてはお話をしているとおりですが、私自身も25年度の予算の際に、副町長のほうから議長に要は光回線の環境が整った時に、私としては導入というふうに捉えたのですが、副町長はその時点で検討というふうな思いだったようでございます。私もそういうつもりで皆さんにお答えをしていたものですから、そのような同じような認識だったというふうに思います。ただ、話を詰めてきた時には、行政側とちょっとギャップがあるなということでございます。私も、皆さんが改選になってすぐの時にインターネット中継をはじめようということでの議会としての意志統一ということでございましたので、その件については管理職会議でその他の部分だったと思うのですが、タブレットの導入ですとかインターネット中継の導入を議会としては決めておりますということでお話したので、私としてはそこで行政に伝えたというふうに捉えておりましたが、その辺がきちんと認識というかそういうことがされていなかったように思っております。それから、その上で議会としては予算要求をしてきたわけでありますので、当然了解をしていく中で、議会費の予算を上げてそれで保留になったり、環境が整ったら実施しましょうということの話の進みだったというふうに理解をしております。ただ、26年度予算を作るにあたっては町長のほうに上げたところ、ちょっと少し時間をいただきたいということがあったものですから、去年までの経緯と違うのではないかとということで、議長と一緒にその辺は行政にお話をした中で、議長判断ということで26年度は見送ろうというふうになったというふうに認識をしておりますので、1年でも2年でも早く。先般の松前

町での道の議長会の局長のお話でありませんが、インターネット中継はもうこれからの時代は避けては通れないということは町長も同じ総会の場で聞いておりますので、ぜひそこは十分理解をしていただく中で、早急に実施をしていけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 1点、交際費の関係ですけれども、一般管理費のところでも町長の交際費でも同様の質問をしたのですが、議長もたぶんそういう招待があつて参加をしているのかなという。ただ、この間の新聞では、前田衆議の部分だったのだけれども、そのあとのまた記事を見れば富原道議あるいはそのあと逢坂氏の部分でも木古内の部分ではないのですけれども、ほかの事例が出ておりました。うちの実態としてどうなのか、そして今後どうするのか。そして、この間の新聞の記事を見れば前田衆議の事務所では、その分を本人に七飯町に返還をしたと。木古内も当然、返還があるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺の扱いを含めて今後どうするのだという。これは議会ばかりではなくて、議長としての見解あるいは行政側としての部分もあるのですけれども、まず議長の見解を。

**佐藤委員長** 岩館議長。

**岩館議長** いま、竹田委員のほうから質問がありましたけれども、基本的には行政が副町長が応えたのとまず同じ意見だと思います。ということは、そのものによっては私個人出ているものもありますし、あるいは交際費の中から出していただいたという経過もあります。それはどうしてかという、いままでの歴代の議長がずっと町長、議長とコンビといいますか一緒に出ておりますから、行政の流れに沿っていままでやってきたというふうな状況の中で、この間も副町長が説明したように、これからは見直さなければならぬだろうと思っておりますので、まずは見直すにしても行政と歩調を合わせて見直していくと議会も、議長として。そういうような感じでおりますので、まずは一緒に改革をしていきたいとこのように思っているところでございます。

**佐藤委員長** 又地委員。

**又地委員** それは、町長なり議長に聞いて「どうするのですか」と言うのか、議会が我々がみんなで「この部分は認めてやりましょう」と言うのかの違いはあると。例えば、議長に来たと。議長に案内が来たということは、木古内町議会の議長宛に来るわけです。ということは、我々の代表です。そこの認識に立った時には、どんな形で認めるか認めないかという部分は我々も私達もみんなで議論をしないとだめです。私はそう思います。だから、その辺は例えば、過去のいろいろ判例をひもとけばどうなのかという部分とその辺の話もしながら、みんなで相談すべきだと私は思います。それは、例えば過去の判例によればだめだというのであれば、実はこうですという部分もあるだろうし、例えばご祝儀と称して酒を届けるこれもだめなのか。という部分もあります、交際費の中から。だから、その辺もみんなで話をして知恵を絞れば何か良い案が出るのではないのかなと私は思いますが、何でもかんでもだめだというふうになるのかどうかという部分もこれあります。

**佐藤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 交際費での支出が私はだめだとは言っていない。あくまでもそれは政治資金規制法に基づいたこれは政治資金パーティーですという案内の元で出てくる。だから、交際

費で支出する。いままではそういう形でやってきた。だけれども過去の判例、新聞記事にも出ていたけれども、そういうことからすれば例えば住民訴訟というかそういう場合にはいかなものかというようなことで、できれば新聞の記事から言いますと好ましくないような言いまわしなのですよね。又地委員が言ったように、今後議会としてこの分の扱いを議論しましょうと言うのであれば、それはきょうの場で結論を出すというのであればきょうの場で議論をすべきですし、別途いろんな全員が集まる機会があるわけですから、その中で再度議論をするというようなことで私は構わないです。

**佐藤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** 議会費についての歳入歳出はこれで終わります。

### (3) 監査委員事務局

**佐藤委員長** 次に監査委員のかた、お願いします。

山本局長。

**山本監査委員事務局長** それでは、監査委員費の予算について、ご説明いたします。

監査委員費の予算は、歳出のみでございます。100ページをお開きいただきたいと思っております。2款 総務費、6項、1目 監査委員費、本年度予算額は、131万1,000円で、前年度より10万2,000円の増となっております。1節 報酬につきましては、前年度と同額となっております。9節 旅費は、21万8,000円で、前年度より9万1,000円の増となっております。11節 需用費は26万円で、法規追録代として1万円の増となっております。19節 負担金補助及び交付金は、2万9,000円で、前年度より1,000円の増となっております。

以上で、監査委員費に係る歳出の説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

**佐藤委員長** 監査委員費の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**佐藤委員長** ないようですので、以上で監査委員費の歳出は終わります。

本日の審議はすべて終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。

明日は、午前9時30分から開会いたします。

よろしくお願いいたします。

どうもご苦労様でした。

説明員 大野副町長、新井田総務課長、若山建設水道課長、小池主幹  
吉田（広）主査、構口主査、村上主査、小西主任、岩本主任、木本主任  
大瀬町民税務課長、田中主幹、大坂主査、吉澤主査、片桐主査、田畑主査  
中島保健福祉課長、尾坂主幹  
木村産業経済課長、藤谷主幹、東主査、堺主査、羽澤主任、吉田主事  
柏谷主事、木村事務局長、西嶋主査  
岩館議長、山本議会事務局長  
森井代表監査委員、又地監査委員、山本監査委員事務局長

傍聴者 なし

予算審査等特別委員会

委員長 佐藤 悟